

令和元年度琴浦町事業レビュー 資料

【2日目 ~~10/13~~ (日)】

11/10

事業 番号	事業名	担当課	ページ 番号
5	社会福祉協議会運営費補助金	福祉あんしん課	1
6	シルバー人材センター運営補助金	すこやか健康課	1 1
7	琴浦町商工会補助金	商工観光課	2 5
8	観光情報発信業務	商工観光課	5 5
9	白鳳祭	商工観光課	6 9

令和元年度 琴浦町事業レビュー

【2日目 10/13（日）】

事業番号	5
事業名	社会福祉協議会運営費補助金
担当課	福祉あんしん課

事業シート（概要説明書）

予算事業名	社会福祉協議会運営費補助		事業開始年度	平成16年度						
上位施策事業名	【総合計画】基本テーマ4 誰もが健康で心豊かに暮らせるまちづくり		担当課	福祉あんしん課						
根拠法令等	琴浦町社会福祉協議会補助金交付要綱		係名	生活支援係						
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	清水知加子						
実施の背景	○地域福祉施策推進のため、公益性の高い社会福祉法人へ補助金交付による財政支援を行い、町民に対する福祉サービスの質を確保 ○第3期琴浦町地域福祉計画及び第2期琴浦町地域福祉活動計画（H29.3策定）の実践									
目的 (何をどうしたいのか)	琴浦町社会福祉協議会の運営の円滑化に資し、地域福祉の向上を図るため。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	琴浦町社会福祉協議会			対象者数（全住民に対する割合） 4,887世帯（88.01%）					
	実施方法	□直接実施								
		□業務委託 又は □指定管理（委託先又は指定管理者：）								
		■補助金〔直接〕間接（補助先： 実施主体：）								
	□貸付（貸付先：） □その他（）									
事業内容 (手段、手法など)	<p style="text-align: center;">事業内容</p> <p>○琴浦町社会福祉協議会の活動のうち、補助金交付要綱に定める事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>(1) 人件費 地域福祉事業に係る職員の人件費を補助</p> <p>(2) 施設管理費 社会福祉センターの管理、運営に係る費用の2/3</p> <p>(3) ふれあいのまちづくり事業 心配ごと相談に係る相談員研修費、費用弁償及び法律相談に係る司法書司の費用弁償</p> <p>(4) さわやか福祉基金事業 さわやか給食事業費から事業収入及び県社協補助金を控除した額の1/2</p>									
関連事業 (同一目的事業等)	介護予防事業、介護ボランティア事業（町すこやか健康課より委託） 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（町福祉あんしん課より委託）									
コスト	2019年度（予算）		2018年度（決算見込）		2017年度（決算）		2016年度（決算）			
	事業費合計	17,834千円		16,756千円		19,178千円		21,455千円		
	事業費内訳 (2018年度分)	琴浦町社会福祉協議会補助金交付事業 人件費補助金 12,172千円 福祉センター管理費補助金 4,250千円 ふれあいのまちづくり事業補助金 84千円 さわやか福祉基金補助金 250千円								
	人件費	担当正職員	0.3人	1,952千円	0.3人	1,952千円	0.3人	1,952千円	0.3人	1,952千円
		臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
人件費合計		0.3人	1,952千円	0.3人	1,952千円	0.3人	1,952千円	0.3人	1,952千円	
総事業費	19,786千円		18,708千円		21,130千円		23,407千円			
財源内訳	国県支出金	130千円		0千円		130千円		130千円		
	その他特財	0千円		0千円		0千円		0千円		
		その他特財の内容								
	町の負担額	19,656千円		18,708千円		21,000千円		23,277千円		
	うち税負担	19,656千円		18,708千円		21,000千円		23,277千円		
	うち地方債	千円		千円		千円		千円		
	うち基金	千円		千円		千円		千円		
財源合計	19,786千円		18,708千円		21,130千円		23,407千円			

事業シート（概要説明書）

予算事業名		社会福祉協議会運営費補助			事業開始年度	平成16年度
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度
		福祉座談会開催件数	回	5 / -	5 / -	4 / -
		ボランティア登録数	人	66/ -	55/ -	55/ -
		心配ごと相談・法律相談件数	件	51/ -	52/ -	73/ -
		さわやか給食配食数	食	5,461/ -	5,422/ -	6,078/ -
	単位当たりコスト	補助金交付額 / 補助対象職員	千円	17,755/11	20,178/10	22,454/9
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	自治会等を通じて集められている町民からの会費は、社会福祉協議会に対する理解そして信頼の結果と考え、一般会員（1世帯1,000円）の加入率を成果指標とします また、地域共生社会の実現を目指す中、地域での「自助」「共助」「公助」が連携してさまざまな課題解決に向かう仕組みづくりが求められており「防災福祉マップ作成集落数」を成果指標とします。				
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度
		一般会員加入率	%	88.0/ -	86.0/ -	88.2/ -
		防災福祉マップ作成集落数	件	14 / -	13 / -	11 / -
				/	/	/
				/	/	/
		/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>【今後の事業の方向性】</p> <p>○社会福祉協議会は地域福祉の中核的役割を担うことが求められており、琴浦町においても行政と両輪をなすものです。民間の独立した法人として自主的に経営基盤の強化を図り、福祉サービスの質の向上に努めてもらう必要がありますが、その公共性・公益性をふまえ、住民サービスの質を確保するため社会福祉協議会に対して一定の公費補助は必要と考えています。</p> <p>【課題】</p> <p>○事業内容については、行政や民間では行えない事業を社会福祉法人として担っている側面があります。収支のみで判断はできませんが、効率よく業務展開するための工夫・見直しは常に必要です。</p> <p>○町として指導監査を実施し、法人として事業経営の透明性と一定の経営基盤が確保されているかを確認し必要な助言指導をしていきます。</p> <p>○地域住民とのネットワークを持つ社会福祉協議会との連携を今後さらに強めていきます。</p>					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>○平成30年度 近隣各社会福祉協議会</p> <p>〈町補助金〉 〈内 訳〉</p> <p>北栄町 14,992千円 人件費、マイクロバス運営費、配食サービス、ボランティアポイント事業</p> <p>湯梨浜町 20,356千円 人件費、配食サービス、乗り合いバス事業</p>					
特記事項	○毎年度、法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認します。					

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	社会福祉協議会運営費補助		事業開始年度	平成16年度
団体名	社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	「琴浦町社会福祉協議会補助金交付要綱」第2条 別表(第3条関係) (1)人件費 (2)社会福祉センター管理費 (3)ふれあいのまちづくり事業 (4)さわやか福祉基金事業			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	人件費	24,457 千円
	県からの財政支出金	千円	社会福祉センター管理費	14,429 千円
	町からの財政支出金	16,756 千円	ふれあいのまちづくり事業	97 千円
	人件費補助金	12,172 千円	さわやか福祉基金	589 千円
	社会福祉センター補助金	4,250 千円		千円
	ふれあいのまちづくり事業補助金	84 千円		千円
	さわやか福祉基金事業補助金	250 千円		千円
	自主財源	22,816 千円		
総計	39,572 千円	総計	39,572 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	■設立登記年月日 平成16年9月1日									
	■財源 ①会費(一般会員:1世帯1,000円、特別賛助会員:1口2,000円) ②寄付金 ③共同募金配分金 ④補助金・受託金(琴浦町・鳥取県社会福祉協議会) ⑤介護報酬 ⑥利用料等収入									
	■事業内容 ①地域福祉に係る事業 ②介護保険事業 ③介護予防委託事業 ④障がい者自立支援事業 ⑤地域生活支援事業 資料2参照									
	資本金	2,000 千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
市出資金	4,950 千円	役員				12	1	2		
出資比率	%	職員		17		39				
団体全体の収支状況	収入		支出							
	国からの財政支出金	千円	事業費	43,849 千円						
	県からの財政支出金	2,034 千円	管理費	9,321 千円						
	町からの財政支出金	千円	人件費	162,884 千円						
	補助金	13,781 千円	その他(助成金・負担金等)	33,925 千円						
	受託金	10,505 千円	積立金取崩額	-19,362 千円						
	介護保険事業費	80,546 千円		千円						
	その他(障がい福祉事業、共同募金、会費等)	128,308 千円		千円						
総計	235,174 千円	総計	230,617 千円							
		収支差	4,557 千円							
特記事項	社会福祉センター等減価償却費 20,829千円 積立金残金 139,116千円									
財務諸表URL										

琴浦町社会福祉協議会補助金交付要綱

【交付目的】

補助金は、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会の運営の円滑化に資し、もって地域福祉の向上を図ることを目的として交付する。

【対象および助成額】

補助事業	補助対象経費	補助率	上限額
社会福祉センター職員管理事業費	町社協が実施する地域福祉事業を行う職員の経費。ただし、補助対象とする地域福祉事業は町が認めたもの に限り、委託事業等特定の事業に係る職員の経費は対象外とする。	10/10	予算の範囲内の額
社会福祉センター管理運営事業	センター管理運営費	2/3	4,250 千円
ふれあいのまちづくり事業	心配ごと相談に係る相談員研修費、相談員費用弁償及び法律相談にかかる司法書士費用弁償（補助事業に伴う収入（本補助金を除く）を控除した額）	10/10	予算の範囲内の額
さわやか福祉基金事業	ボランティアによる配食サービス事業に必要な経費（さわやか給食利用料及び鳥取県社会福祉協議会からの補助金を控除した額）	1/2	250 千円

琴浦町社会福祉協議会事業内容 (平成30年度)

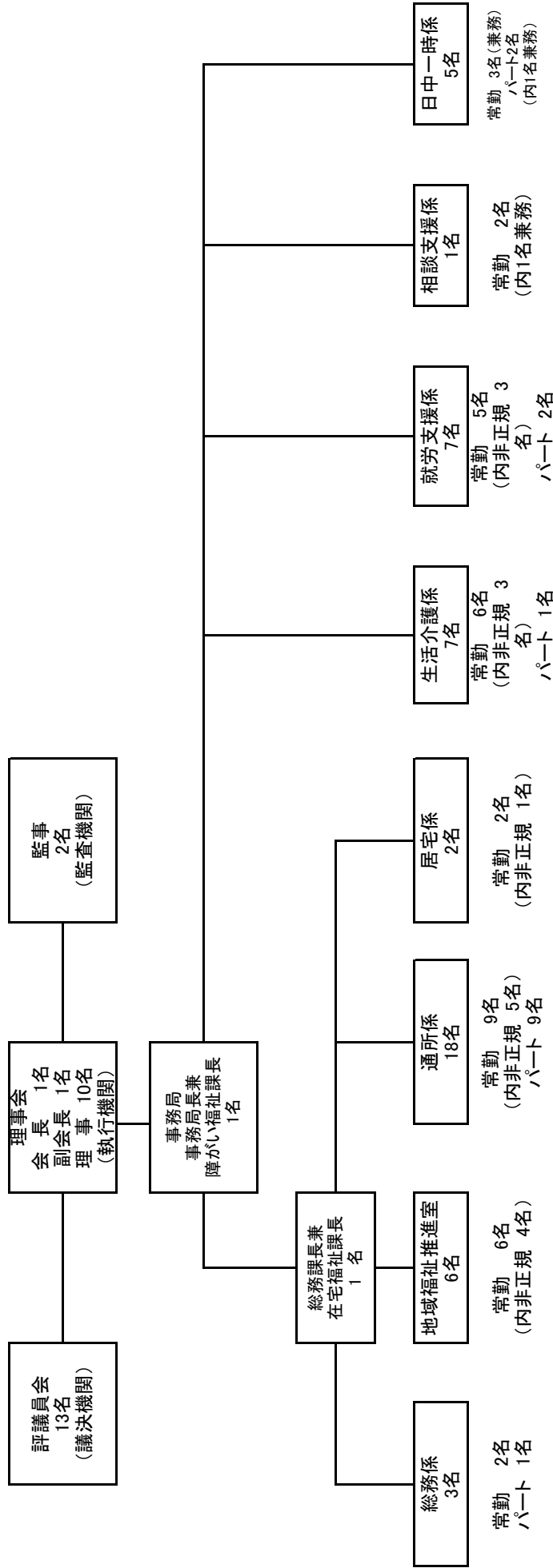
サービス区分		実施状況	事業内容	備考	
1 地域福祉に係る事業	(1)	法人運営事業	会員を募集、理事会、評議員会等を開催		
	(2)	広報活動	社協だよりの発行、ケーブルテレビ、ホームページの運用		
	(3)	資金貸付事業	福祉資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業		
	(4)	地域福祉推進事業			
		a	ボランティアセンター事業	ボランティア登録、推進委員会の開催、活動の募集	
		b	福祉委員の設置	地域の困りごとと解決のため、社協や役場に連絡相談をする	
		c	愛の輪協力員の設置	独居高齢者等に対して日常生活の見守り活動を行う	
		d	福祉座談会の実施	社協職員が集落へ出向き、福祉課題等について意見交換する場	
		e	わが町支え愛活動推進事業	「災害福祉マップ」を作成し、安心して暮らせる地域づくりを支援する	
		f	地域支え合い活動支援金支給事業	独居高齢者等の除雪等の支援を行った集落に支援金を支給する	
		g	琴浦町福祉大会	平成31年3月10日 165人参加	
		h	福祉委員・愛の輪協力員研修会	年2回	
		i	夏休みボランティア活動体験事業	小学5年生以上を対象に介護施設等でボランティア活動の体験	
		j	ふれあいいいききサロンの実施	小地域において会食等を通じ住民主導型で仲間作りを支援する	
		k	総合相談所の設置	心配ごと相談、法律相談の実施	
		l	福祉団体助成事業	7団体	
	m	ボランティア団体助成事業	10団体		
	(5)	さわやか福祉基金事業			
		a	さわやか福祉給食の実施	独居高齢者等に調理・配送のふれあい型給食活動を行う	
		b	ボランティアスクールの開催	ボランティア活動に対する理解、関心を高めるための活動を行う	
	(6)	日常生活自立支援事業		高齢者や障がいのある方を対象に、預貯金の出し入れ、福祉サービスの利用援助、書類の預り等を行う	
	(7)	成年後見事業		認知症、障がいのある方に、生活上の法律行為と身上監護、財産管理を行う	
	(8)	フードサポート事業		生活困窮者へ食材や食品を提供し、生活の一助として自立を支援する	
	(9)	多機関の協働による包括的支援体制構築事業		「ことらあんしん相談支援センター」を配置し、複合的な課題を抱える者等に対して、総合的な相談支援を行う	福祉あんしん課委託
	(10)	えんくるり事業(子ども食堂)		立石会、赤碕福祉会と協力をし、食事支援や居場所づくりを提供、生計困難者へ現物給付により生活再建の支援を行う	
	(11)	ふれあいと生きがい創造事業		高齢者の生きがいづくりの一環として各種教室の活動を支援する	
	(12)	共同募金配分金事業		福祉教育 1園、小中学校7	
(13)	歳末たすけあい運動の実施		カレンダー配布、商品券		
(14)	福祉センターの運営		町内外の各種会合、趣味活動の場に福祉センターを提供する		
(15)	誕生祝い贈呈事業		新生児誕生のお祝いと子育て支援を目的に紙おむつを贈呈		
(16)	慰霊事業		弔花の敬供、祭壇の貸出		
(17)	貸出事業		イベント用器具、レクリエーション用具、福祉用具の貸出		

サービス区分		実施状況	事業内容	備考
2 介護 事業 保険	(1)	居宅介護支援事業		介護認定を受けた方が適切な介護サービスを利用するためケアプラン等の管理を行う
	(2)	通所介護事業		利用者の自立と、介護者の負担軽減を目的に入浴、給食、生活指導などのサービスを提供する
	(3)	訪問介護事業	事業廃止 (H31.3.31)	家事援助、身体介護、通院等乗降介助の必要な方に対して支援を行う
3 委託 事業 介護 予防	(1)	介護予防事業はればれ		毎週1回、物忘れ予防、レクリエーション活動、転倒予防活動を提供する
	(2)	介護ボランティア事業		40歳以上の町民が介護施設等でボランティア活動を行い、付与されたポイントに応じて商品券を受け取る事業
	(3)	生活管理指導員派遣事業	事業廃止 (H31.3.31)	生活指導員が訪問し、家事援助や話し相手をしながら日常生活に関する支援、指導等を行なう
	(4)	外出支援サービス事業	事業廃止 (H31.3.31)	一般交通機関の利用困難な高齢者に対し医療機関等への送迎支援を行う
4 障 が い 者 自 立 支 援 事業	(1)	生活介護事業		常に介護が必要な障がいのある人に入浴・排せつ・食事の介護や機能訓練等を通して自立支援を行う
	(2)	就労継続支援B型事業		一般企業での就労が困難な障がいのある人に、働く場の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための支援を行う
	(3)	放課後等デイサービス(新規)	事業休止	心身の発達に障がいのある小学生から高校生までを対象に、平日の授業終了後又は学校の休業日にデイサービスを行う
	(4)	障がい者居宅介護事業	事業廃止 (H31.3.31)	自立支援給付の決定を受けた方に、自立促進及び生活の質の向上を図ることを目的に在宅生活を支援する
5 地域 生活 支 援 事業	(1)	相談支援事業		障がいのある人、その家族の相談やサービス計画の作成、関係機関との連携を図り、在宅生活の支援を行う
	(2)	日中一時支援事業		障がい者等の日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図るための支援を行う

すこやか健康課委託

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会機構図

令和元年9月1日現在



【総務係】

理事会及び評議員会に関する事項、定款、就業規則等諸規程に関する事項、予算・決算及びその他会計に関する事項、人事に関する事項、財産の管理に関する事項、経理及び金銭の出納保管に関する事項、職員の服務及び福利厚生に関する事項、給与及び旅費の計算に関する事項、法人登記及び資産登記に関する事項、センター管理に関する事項 ほか

【地域福祉推進室】

地域福祉の推進に関する事項、地域福祉活動計画の策定及び実行促進に関する事項、会員及び会費に関する事項、総合相談に関する事項、ボランティア活動に関する事項、ふれあいいきいきサロンに関する事項、共同募金に関する事項、寄付金に関する事項、多機関協働事業に関する事項、さわやか福祉給食に関する事項、広報に関する事項、支え愛マップ推進事業に関する事項、日常生活自立支援事業に関する事項(福祉サービス利用援助)、成年後見事業に関する事項(相談・こども食堂)に関する事項、フードサポート事業に関する事項、福祉団体・ボランティア団体の事務に関する事項 福祉教育事業に関する事項 ほか

【通所・居室係】

介護保険通所介護事業に関する事項、介護保険居宅介護支援事業に関する事項、介護予防事業に関する事項 ほか

【生活介護・就労支援・相談支援・日中一時支援係】

障がい福祉サービス生活介護に関する事項、障がい福祉サービス就労支援に関する事項、障がい福祉サービス相談支援に関する事項、障がい福祉サービス日中一時事業に関する事項 ほか

令和元年度 琴浦町事業レビュー

【2日目 10/13（日）】

事業番号	6
事業名	シルバー人材センター運営補助金
担当課	すこやか健康課

事業シート（概要説明書）

予算事業名	シルバー人材センター運営補助金		事業開始年度	H12		
上位施策事業名	平成12年6月12日付け労働省発職第124-2号労働事務次官通知別紙「高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領」		担当課	すこやか健康課		
根拠法令等	琴浦町シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱		係名	高齢福祉係		
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	宇山 善寿		
実施の背景	少子高齢化が進む中、働く意欲のある高齢者が活躍することができる生涯現役社会を実現するため、地域に密着した就業機会を提供し、高齢者の生きがいの充実、社会参加を促進するため旧東伯・赤碓両町で補助事業が開始されました。					
目的 (何をどうしたいのか)	シルバー人材センターが高齢者の就業機会の増大と福祉の増進に資するとともに、高齢者の能力を活かした活力のある地域社会を作ることを目的とし補助金を交付する。					
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	シルバー人材センターの運営費（人件費・管理費等）に対し補助金を交付し、会員の就業機会を図る。		対象者数（全住民に対する割合） 149人（0.86%）		
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：） <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕（補助先：シルバー人材センター 実施主体：シルバー人材センター） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）				
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 ○ 高齢者の就業機会を図るため、シルバー人材センターの運営費として、人件費・管理費等に国と同額の補助金を交付しています。 算定方法：人件費・管理費等の実支出額に2分の1を乗じて得た額と、国の定める限度額とを比較して少ない方の額の合計額と町の限度額とを比較して少ない方の額を交付する。 人件費：職員基本給、社会保険料、法定福利費等 管理費等：需用費、役務費、旅費、備品費、賃金等 サポート費（就業機会を開拓し、高齢者へ提供する為の事業費）：諸謝金、需用費				
	関連事業 (同一目的事業等)					
コスト	事業費合計	2019年度（予算）	2018年度（決算見込）	2017年度（決算）	2016年度（決算）	
	事業費内訳 (2018年度分)	人件費 7,369千円÷2=3,684千円 国限度額 4,300千円 3,684千円① 管理費 3,689千円÷2=1,844千円 国限度額 1,439千円 1,439千円② サポート費 985千円÷2=492千円 国限度額 8,000千円 492千円③ ①+②+③=5,615千円 国限度額 5,739千円 町限度額 5,300千円 5,300千円交付				
	人件費	担当正職員	0.01人 65千円	0.01人 65千円	0.01人 65千円	0.01人 65千円
		臨時職員等	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円
		人件費合計	0.01人 65千円	0.01人 65千円	0.01人 65千円	0.01人 65千円
	総事業費	5,165千円	5,365千円	5,365千円	5,415千円	
財源内訳	国県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円	
		国県支出金の内容				
	その他特財	0千円	0千円	0千円	0千円	
		その他特財の内容				
	町の負担額	5,165千円	5,365千円	5,365千円	5,415千円	
		うち税負担	千円	千円	千円	
		うち地方債	千円	千円	千円	
	うち基金	千円	千円	千円		
	財源合計	5,165千円	5,365千円	5,365千円	5,415千円	

事業シート（概要説明書）

予算事業名		シルバー人材センター運営補助金		事業開始年度	H12	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度
		補助金額	千円	5,300	5,300	5,350
		会員数	人	149/170	152/170	165/175
		就業日数	日	9067	8676	8532
	単位当たりコスト	補助金額 / 会員数	円/人	35,570	34,868	32,424
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	シルバー人材センターの就労活動を支援することで高齢者の就業機会の確保と健康増進を図り社会貢献を促進する目的の事業であることから、その就労者である会員数及び事業収益を成果目標として設定します。				
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度
		受託事業収益	千円	40,927/42,450	41,510/44,680	38,301/43,750
		労働者派遣事業等受託収益	千円	368/300	305/180	235/60
		会員数	人	149/170	152/170	165/175
				/	/	/
		/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>平成30年度受託事業等41,295千円（内町受託事業10,115千円）。</p> <p>シルバー人材センターの収益は配分金（請負費）の1割程度しか受取事務費がないため、人件費及び必要経費の大半を町及び国の補助金で賄っています。</p> <p>また配分金（請負費）は全て会員へ支払われるため営利活動利益はほとんどありません。</p> <p>今後も高齢者の就業機会の確保の為、引き続き補助事業を継続していく必要があると思われます。</p> <p>シルバーの事業は、草刈・除草・清掃・剪定・農作業の需要が85%を占めているが、夏場の需要が多く対応に苦慮されています。</p> <p>また選定作業に関しては専門の技術が必要なことから人材に限りがあり、断わるケースもあるようです。</p> <p>民間企業も人材不足から定年後の再雇用が増えており、冬場に仕事が少ないシルバー事業は人材確保に窮している現状があります。さらに会員が減少傾向にあり、いっそうの会員確保に努める必要があります。</p> <p>今年度から開始した町の受託事業である家事援助は、独居高齢者の増加に伴い需要が増しているにもかかわらず、対応できる会員が少なく、今後は家事援助ができる人材確保は急務となっています。</p>					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	倉吉市 9,280千円 312人、北栄町 4,500千円、169人、湯梨浜町 4,000千円、133人、三朝町 補助なし。					
特記事項						

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	シルバー人材センター運営補助金		事業開始年度	H12
団体名	琴浦町シルバー人材センター			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	高齢者との雇用の安定等に関する法律(以下「高齢法」という) 第37条～第48条 平成12年6月12日付け労働省発職第124-2号労働事務次官通知別紙「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)実施要領」 琴浦町シルバー人材センター運営事業費補助金交付要綱			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	補助金	10,600 千円	人件費	7,369 千円
	国(連合会)	5,300 千円	給与手当	6,118 千円
	琴浦町	5,300 千円	法定福利費他	1,251 千円
		千円	管理費	3,689 千円
		千円	賃金	1,708 千円
		千円	法定福利費他	285 千円
		千円	賃貸料他	1,696 千円
		千円	サポート費	985 千円
	自主財源	1,443 千円	諸謝金他	985 千円
総計	12,043 千円	総計	12,043 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	高齢法第44条に基づき県の指定を受け、臨時的かつ短期的な簡易な業務にかかる就業を希望する働く意欲のある高齢退職者等に対し就業の機会を確保し組織的に提供及び職業紹介事業を行っている高齢者就業援助法人です。						
資本金	千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	非常勤	監事	
市出資金	千円		役員	うち (出向/OB)	うち (出向/OB)	うち (出向/OB)	
出資比率	%		職員	3	10	2	

団体全体の収支状況	収入		支出	
	受託事業収入	40,927 千円	事業費	51,061 千円
	受取配分金	34,660 千円	支払配分金	34,660 千円
	受取材料費等	2,760 千円	支払材料費等	2,291 千円
	受取事務費	3,507 千円	給与・賃金・法定福利費	9,088 千円
	労働者派遣事業等受託収益	368 千円	賃借料	1,476 千円
	会費	326 千円	需用費その他	3,546 千円
	補助金	10,600 千円	管理費(補助事業対象外)	1,221 千円
	国(連合会)	5,300 千円	役員報酬・手当・法定福利費等	721 千円
	琴浦町	5,300 千円	需用費その他	500 千円
総計	52,221 千円	収支差	-61 千円	

特記事項	
------	--

財務諸表URL	
---------	--

琴浦町シルバー人材センターの状況【平成31年3月末】

1 会員年代別構成

区分	男	女	計	割合(%)
60歳未満	2	0	2	1.3
60～64歳	4	6	10	6.7
65～69歳	19	15	34	22.8
70～74歳	25	20	45	30.2
75～79歳	22	16	38	25.5
80歳以上	9	11	20	13.4
計	81	68	149	100.0

2 地区別会員数

地区	男	女	計	割合(%)
八橋	16	13	29	19.5
浦安	16	25	41	27.5
下郷	8	10	18	12.1
上郷	0	2	2	1.3
古布庄	12	6	18	12.1
赤碕	16	2	18	12.1
安田	5	2	7	4.7
成美	4	8	12	8.1
以西	4	0	4	2.7
計	81	68	149	100.0

3 会員の年令

性別	男	女	平均
平均年齢	72.2	73	72.5
最高年令	84	86	

4 職群別実績

区分	事務的群	サービス群	農林漁業群	生産工程群	建設・採掘群	運輸・清掃群	その他	計
H30年度(円)	3,376,342	803,571	13,714,270	1,841,746	122,185	21,068,841	0	40,926,955
割合(%)	8.2	2.0	33.5	4.5	0.3	51.5	0.0	

事務的群 : 区長配布物の仕分け

サービス群 : 役場の委任業務:選挙ポスター貼り、選挙公報配布、生活援助等

農林漁業群 : 剪定・農作業等

生産工程群 : 障子・ふすま貼り等

建設・採掘群 : 大工関係

運輸・清掃群 : 草刈・除草、施設や家の清掃、くらの配布等

その他 : 上記以外のもの(販売の手伝い等)

○琴浦町シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱

平成24年4月1日

内訓第8号

改正 平成26年4月1日内訓第12号

平成27年4月1日内訓第4号

平成28年4月1日内訓第11号

平成29年4月1日内訓第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町シルバー人材センター運営事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、琴浦町シルバー人材センターが高齢者の就業機会の増大と福祉の増進に資するとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会をつくることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は前条の目的の達成に資するため、高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)実施要領(平成12年6月12日付け労働省発職第124—2号)に基づき琴浦町シルバー人材センターが行う高齢者就業機会確保事業(以下「補助事業」という。)に要する経費(以下「補助対象経費」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付は、530万円を限度とする。

3 補助事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び
雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分) 交付要綱

(通則)

第1条 高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用
開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)については、予算の範囲内で
交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第
179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所
管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}令第6号。以下「交付規則」という。)^{労働省}の規定
によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、
もって高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を図るとともに、年金の
支給開始年齢引き上げ等の社会制度改革に円滑に対応することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、平成12年6月12日付労働省発職第124-2号労働事務次官通知
の別紙「高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)実施要領」に基づき、
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第44条第1項により、
都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合が行う高年齢者就業機会確保事
業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める種目(運営費は人件費と管理費の
合計、事業費は各事業)ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額に2分の1を乗じ
て得た額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額の合計額とする。

ただし、別表2欄に定める種目ごとに1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切
り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、この補助金の交付を受けよ
うとするときは、都道府県労働局長を経由して交付申請書(様式第1号)を、毎年度別
に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の交付申請書を補助事業者から受理したときは、その書類
の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは、これを取りま
とめ厚生労働大臣に提出する。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
運営費	人件費	厚生労働大臣が必要と認めた額	補助事業の管理に必要な次に掲げる経費（※） 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金
	管理費	厚生労働大臣が必要と認めた額	補助事業の管理に必要な次に掲げる経費（※） 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、賃金、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費
事業費	高齢者活用・現役世代雇用サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費（※） 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費
	地域就業機会創出・拡大事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域就業機会創出・拡大事業の実施に必要な次に掲げる経費（※） 旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費、事業設備費（事業開始初年度に限る）

※活動拠点での事業実施に必要な経費を含む。

別表 2

【運営費補助単価限度額格付け】

就業延人日数 ※2 会員数 ※1	7,039 人日以上	3,389 人日以上	500 人日以上	417 人日以上
867人以上	A	A	B	C
417人以上	A	B	B	C
150人以上	B	B	B	C
100人以上	C	C	C	C

※1 会員数は26～28年度の各年度末平均。ただし、国庫補助対象となった年月以降の実績で計算。

(例) 会員数 26年度末 200人…①
27年度末 210人…②
28年度末 230人…③
(①+②+③) ÷ 3年 = 213人 (四捨五入)

なお、平成29年度から運営費国庫補助対象となった団体については、会員数は平成29年12月末日の実績。

※2 就業延人日数(派遣事業分含む)は26～28年度の各年度月平均の平均。ただし、国庫補助対象となった年月以降の実績で計算。

(例) 就業延人日数 26年度 72,000人日 ÷ 12月 = 6,000人日…④
27年度 75,000人日 ÷ 12月 = 6,250人日…⑤
28年度 80,000人日 ÷ 12月 = 6,667人日…⑥
(四捨五入)
(④+⑤+⑥) ÷ 3年 = 6,306人日 (四捨五入)

なお、平成29年度から運営費国庫補助対象となった団体については、平成29年4月～平成29年12月末日の月平均の実績で計算。

※ 運営費国庫補助対象の団体において、上記※1、2により算出した値が国庫補助の対象基準を満たさない場合は、平成30年度については運営費国庫補助の対象外となる。

別表 1

1 連合本部及び活動拠点の補助単価限度額

(1) 運営費補助単価限度額 (単位: 千円)

格付	連合本部	A	B	C	新規
補助単価限度額	7,729	7,236	5,739	4,322	4,322

- 活動拠点の格付けについては、別表2の【運営費補助単価限度額格付け】によることとし、年度途中で国庫補助開始(終了)した場合は、該当するランクの運営費補助単価限度額(以下「運営費限度額」という。)を12月で除した額に、事業を実施する(した)月数を乗じた額を限度額とする(千円未満切り捨て)

※ 広域又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、上記により算出した運営費限度額に加算倍率を乗じた額を限度額とする。(千円未満切り捨て)。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により文比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

(2) 運営費補助人件費限度額【シルバー人材センター連合全体の限度額】

シルバー人材センター連合(以下「シルバー連合」という。)ごとに、次の条件により算出した額を運営費補助人件費限度額とする。

《条件》

- シルバー連合内の連合本部及び活動拠点の該当するランク別人件費算定額(以下「算定額」という。)の合計額。
- ランクについては、別表2の運営費補助単価限度額格付けによるランクを適用することとし、年度の途中で国庫補助を開始(終了)した場合、該当するランクの算定額を12月で除した額に、事業を実施する(した)月数を乗じた額を限度額とする(千円未満切り捨て)。

※ 広域による加算対象団体又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、上記により算出した算定額に加算倍率を乗じた額(千円未満切り捨て)とする。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いにつ

いて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により丈比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

【ランク別人件費算定額】（単位：千円）

格付	連合本部	A	B	C	新規
人件費算定額	4,300	5,717	4,300	2,883	2,883

(3) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

① 活動拠点の補助単価限度額

下記 a 及び b により算出した補助単価限度額のうち、いずれか低い額を補助単価限度額とする。

a 目標による補助単価限度額

別表 3-1 により活動拠点が設定した平成 30 年度の就業延人員（派遣事業分）の目標に基づき、算出した補助単価限度額。

b 実績による補助単価限度額

別表 3-2 により、活動拠点の平成 29 年 11 月末日の会員数に基づき算出した得点と、活動拠点の平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月末日までの就業延人員数（派遣事業分）の実績からの年度推計値に基づき算出した得点、及び活動拠点の平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月末日までの高齢法第 39 条第 1 項の指定を受けた業種及び職種（以下「業務拡大分野」という。）の就業延人員数（派遣事業分）の実績からの年度推計値に基づき算出した得点の合計に基づき、別表 3-1 より算出した補助単価限度額。

② 連合本部の補助単価限度額

下記 a 及び b により算出した補助単価限度額のうち、いずれか低い額を補助単価限度額とする。

a 目標による補助単価限度額

別表 3-1 により、連合本部が管轄する活動拠点が設定した就業延人員数（派遣事業分）の目標の合計を連合本部が管轄する活動拠点数で除した数（小数点以下四捨五入）に基づき算出した補助単価限度額

b 実績による補助単価限度額

別表 3-2 により、連合本部が管轄する活動拠点の平成 29 年 11 月末日の会員数の合計を連合本部が管轄する活動拠点数で除した数（小数点以下四捨五入）に基づき算出した得点と、連合本部が管轄する活動拠点

別表3-1

目標値 就業延人員(派遣)	別表3-2の 合計得点	交付限度額
0 ~ 1,000		0 千円
1,001 ~ 1,250		4,000 千円
1,251 ~ 1,500		5,000 千円
1,501 ~ 1,750	1	6,000 千円
1,751 ~ 2,000	2	7,000 千円
2,001 ~ 2,250	3	8,000 千円
2,251 ~ 2,500	4	9,000 千円
2,501 ~ 2,750	5	10,000 千円
2,751 ~ 3,000	6	11,000 千円
3,001 ~ 3,500	7	12,000 千円
3,501 ~ 4,000	8	13,000 千円
4,001 ~ 4,500	9	14,000 千円
4,501 ~ 5,000	10	15,000 千円
5,001 ~ 5,500	11	16,000 千円
5,501 ~ 6,000	12	17,000 千円
6,001 ~ 6,500	13	18,000 千円
6,501 ~ 7,000	14	19,000 千円
7,001 ~ 7,500	15	20,000 千円
7,501 ~ 8,000	16	21,000 千円
8,001 ~ 8,500	17	22,000 千円
8,501 ~ 9,000	18	23,000 千円
9,001 ~ 9,500	19	24,000 千円
9,501 ~ 10,000	20	25,000 千円
10,001 ~ 10,500	21	26,000 千円
10,501 ~ 11,000	22	27,000 千円
11,001 ~ 11,500	23	28,000 千円
11,501 ~ 12,000	24	29,000 千円
12,001 ~ 12,500	25	30,000 千円
12,501 ~ 13,000	26	31,000 千円
13,001 ~ 13,500	27	32,000 千円
13,501 ~ 14,000	28	33,000 千円
14,001 ~ 14,500	29	34,000 千円
14,501 ~ 15,000	30	35,000 千円
15,001 ~ 15,500	31	36,000 千円
15,501 ~ 16,000	32	37,000 千円
16,001 ~ 16,500	33	38,000 千円
16,501 ~ 17,000	34	39,000 千円
17,001 ~ 17,500	35	40,000 千円
17,501 ~ 18,000	36	41,000 千円
18,001 ~ 18,500	37	42,000 千円
18,501 ~ 19,000	38	43,000 千円
19,001 ~ 19,500	39	44,000 千円
19,501 ~ 20,000	40	45,000 千円
20,001 ~	41	50,000 千円

別表3-2

会員数		就業延人員(派遣)		就業延人員(要件緩和の派遣)	
実績(※1)	得点	実績(※2)	得点	実績(※2)	得点
100 ~ 130	1	0 ~ 576	1	1 ~ 576	1
131 ~ 261	2	577 ~ 1,153	2	577 ~ 1,153	2
262 ~ 392	3	1,154 ~ 1,730	3	1,154 ~ 1,730	3
393 ~ 524	4	1,731 ~ 2,307	4	1,731 ~ 2,307	4
525 ~ 655	5	2,308 ~ 2,884	5	2,308 ~ 2,884	5
656 ~ 786	6	2,885 ~ 3,460	6	2,885 ~ 3,460	6
787 ~ 917	7	3,461 ~ 4,037	7	3,461 ~ 4,037	7
918 ~ 1,048	8	4,038 ~ 4,614	8	4,038 ~ 4,614	8
1,049 ~ 1,179	9	4,615 ~ 5,191	9	4,615 ~ 5,191	9
1,180 ~ 1,311	10	5,192 ~ 5,768	10	5,192 ~ 5,768	10
1,312 ~	11	5,769 ~ 6,345	11	5,769 ~ 6,345	11
		6,346 ~ 6,922	12	6,346 ~ 6,922	12
		6,923 ~ 7,499	13	6,923 ~ 7,499	13
		7,500 ~ 8,076	14	7,500 ~ 8,076	14
		8,077 ~ 8,653	15	8,077 ~ 8,653	15
		8,654 ~ 9,229	16	8,654 ~ 9,229	16
		9,230 ~ 9,806	17	9,230 ~ 9,806	17
		9,807 ~ 10,383	18	9,807 ~ 10,383	18
		10,384 ~ 10,960	19	10,384 ~ 10,960	19
		10,961 ~ 11,537	20	10,961 ~ 11,537	20
		11,538 ~ 12,114	21	11,538 ~ 12,114	21
		12,115 ~ 12,691	22	12,115 ~ 12,691	22
		12,692 ~ 13,268	23	12,692 ~ 13,268	23
		13,269 ~ 13,845	24	13,269 ~ 13,845	24
		13,846 ~ 14,422	25	13,846 ~ 14,422	25
		14,423 ~ 14,998	26	14,423 ~ 14,998	26
		14,999 ~ 15,575	27	14,999 ~ 15,575	27
		15,576 ~ 16,152	28	15,576 ~ 16,152	28
		16,153 ~ 16,729	29	16,153 ~ 16,729	29
		16,730 ~	30	16,730 ~	30

※1 平成29年11月末日時点の会員数とする。

※2 平成29年4月1日～平成29年11月末日の期間の就業延人員(派遣事業分)の実績からの年度推計(実績/8×12)とする。(小数点以下四捨五入)

令和元年度 琴浦町事業レビュー

【2日目 10/13（日）】

事業番号	7
事業名	商工会補助金
担当課	商工観光課

事業シート（概要説明書）

予算事業名	琴浦町商工会補助金		事業開始年度	平成16年度						
上位施策事業名	【総合計画】基本テーマ2 安定した就労環境の整備と、魅力あるしごとづくり		担当課	商工観光課						
根拠法令等	琴浦町商工会補助金交付要綱		係名	商工係						
事務区分	自治事務	法定受託事務	作成責任者	田熊麻紀						
実施の背景	商工会は「商工会法」に基づき、経済産業大臣の許可を受けて設立された公共団体であり、町内における商工業の総合的な改善発達を図っています。また社会一般の福祉の増進に資する事業など広範囲にわたる事業も展開しており、活力ある地域と元気な企業づくりへの支援団体として活動をしています。こうした取組みが町の経済活性化及び町民生活向上に資するということから生まれた補助制度です。									
目的 (何をどうしたいのか)	琴浦町商工会を支援することにより琴浦町の商工業の総合的な振興を図り、琴浦町経済の発展に寄与することを目的としています。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	商工会会員		対象者数(町内事業者に対する割合)						
				446 事業所 (67.1 %)						
	実施方法	直接実施								
		業務委託 又は 指定管理 (委託先又は指定管理者:)								
		補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕(補助先: 琴浦町商工会 実施主体: 琴浦町商工会)								
	貸付(貸付先:) その他()									
事業内容 (手段、手法など)	事業内容									
	<p>【事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請受付(事業内容・予算額等確認)、概算払年2回(7月・10月)、実績報告(事業内容・決算額等確認)、精算事務 <p>【補助金対象事業】</p> <p>経営改善普及事業 対象経費: 中部商工会産業支援センターが行う小規模事業者の経営や技術の改善発達を図るための事業(中部商工会産業支援センター負担金) 補助金額: 商工会が負担する額の2分の1以内の額</p> <p>地域総合振興事業 対象経費: 商工会が行う相互扶助・親睦や情報交換、福利厚生などの社会福祉活動・地域課題に対する事業 補助金額: 商工会が負担する額の2分の1以内の額</p> <p>交付金等事業及び管理費 対象経費: 商工会が負担する人件費 補助金額: 商工会が負担する額の4分の1以内の額</p> <p>その他商工業の振興に資する事業 対象経費: 上記事業以外で商工業の振興に資すると町長が認めた事業 補助金額: 商工会が負担する額の2分の1以内の額又は町長が認めた額</p>									
関連事業 (同一目的事業等)	・琴浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金(347千円) 小規模事業者の経営の安定を図るため、小規模事業者経営改善資金の貸付を受けている小規模事業者に対し、町が1/2の利子補給を行うもの。									
コスト		2019年度(予算)		2018年度(決算見込)		2017年度(決算)		2016年度(決算)		
	事業費合計	6,500千円		6,346千円		6,500千円		6,500千円		
	事業費内訳 (2018年度分)	・経営改善普及事業 384千円 ・地域総合振興事業 3,033千円 ・交付金等事業及び管理費 2,929千円								
	人件費	担当正職員	0.01人	65千円	0.01人	65千円	0.01人	65千円	0.01人	65千円
		臨時職員等	0.0人	千円	0.0人	千円	0.0人	千円	0.0人	千円
	人件費合計	0.01人	65千円	0.01人	65千円	0.01人	65千円	0.01人	65千円	
	総事業費	6,565千円		6,411千円		6,565千円		6,565千円		
財源内訳	国庫支出金	0千円		0千円		0千円		0千円		
		国庫支出金の内容								
	その他特財	0千円		0千円		0千円		0千円		
		その他特財の内容								
	町の負担額	6,565千円		6,411千円		6,565千円		6,565千円		
	うち税負担	65千円		65千円		65千円		65千円		
	うち地方債	千円		千円		千円		千円		
うち基金	6,500千円		6,346千円		6,500千円		6,500千円			
財源合計	6,565千円		6,411千円		6,565千円		6,565千円			

事業シート（概要説明書）

予算事業名		琴浦町商工会補助金		事業開始年度	平成16年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度
		巡回指導件数	件	2,667/2,200	2,890/2,200	2,477/2,200
		窓口指導件数	件	2,317/1,800	2,296/1,800	2,321/1,800
		創業支援件数	件	58	39	25
		金融貸付件数	件	46	24	83
	単位当たりコスト	総事業費 / 商工会員数	円	14,374	14,819	14,819
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	事業者の高齢化、廃業に伴う事業所数の減少に対応するため、事業承継に取組むとともに、新たな創業・起業を支援します。 個々の事業者の課題に沿ったきめ細やかな分析及び計画策定を支援し、小規模事業者の経営力向上を図るとともに、商工会会員数の組織率向上を図ります。				
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度
		創業件数	件	4/6	5/6	5/6
		商工会組織率	%	67.1/70.0	66.4/70.0	66.0/70.0
		商工会会員数（70%目標）	人	446/466	443/467	443/470
				/	/	/
		/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>【これまでの取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の産業振興を図るため、商工会が行う小規模事業者の経営改善発達支援や、社会一般の福祉の増進、商工業者の発展に繋がる事業の取組みに対し、支援してきました。 <p>【今後の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会が実施する経営改善普及事業は、豊富な知識と経験を有する経営指導員が、小規模事業者に対し経営、財務、税務等の指導・助言を行うものであり、行政では対応できない専門的な事業です。また、地域総合振興事業費では、経済活動を通じて地域のまちづくりに貢献しているものであり、今後も町が継続的に支援することにより、琴浦町の発展に寄与することが期待されます。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会員数を増やすことが必要です。（平成31年3月末現在会員数446名・加入率約67.1%） ・創業者の減少や事業者の高齢化、後継者難により廃業が増加しています。 ・生産年齢人口の減少に伴い、人手不足が深刻な状況です。 					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>平成30年度 鳥取県中部 町の補助金実績及び商工業者数、会員数、組織率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北栄町補助金（5,980千円）、商工業者498事業者、商工会員353事業者、組織率（70.9%） ・湯梨浜町補助金（10,106千円）、商工業者505事業者、商工会員333事業者、組織率（65.9%） ・三朝町運営費補助金（4,881千円）、商工業者198事業者、商工会員145事業者、組織率（73.2%） ” 事業費補助金（2,222千円） 					
特記事項						

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	琴浦町商工会補助金		事業開始年度	平成16年度
団体名	琴浦町商工会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	商工会は商工会法に基づき設立された非営利の公共団体であり、町内全体における商工業の総合的な振興や、町内経済の健全な発展と社会一般の福祉増進に寄与しているため、支援を行っています。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	人件費	2,929 千円
	県からの財政支出金	千円	地域総合振興費	3,033 千円
	市町村からの財政支出金	6,346 千円	中部支援センター負担金	384 千円
	補助金	6,346 千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
総計	6,346 千円	総計	6,346 千円	

委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	琴浦町商工会 本所:琴浦町徳万282番地4 赤碕支所:琴浦町赤碕1140番地1 商工会は市町村の行政区域を基盤にした商工業者の地域団体として、自立的に設立され、会員の主体的な参加を基本としながら発展してきました。 琴浦町商工会は、旧東伯町と旧赤碕町の合併に伴い、旧東伯町商工会と旧赤碕町商工会が合併して誕生した商工会です。 目的: 琴浦町地区内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的としています。 会員数: 平成31年3月末現在 446名									
	資本金	千円	役員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員	0	0	23	0	2	0
	出資比率	%		職員	7	0	0	0		
団体全体の収支状況	収入		支出							
	国からの財政支出金	8,875 千円	人件費、旅費、事務費		13,492 千円					
	県からの財政支出金	1,335 千円	事業費		15,355 千円					
	市町村からの財政支出金	6,346 千円	管理費		7,125 千円					
	補助金	6,346 千円	その他(引当金、資産取得支出、繰越金等)		5,772 千円					
	その他(会費、受託料、繰入金等)	25,188 千円								
	総計	41,744 千円	総計		41,744 千円					
総計	41,744 千円	収支差		0 千円						
特記事項										
財務諸表URL										

琴浦町商工会補助金交付要綱（抜粋）

平成24年4月1日内訓第60号

改正 平成26年4月1日内訓第5号

平成29年3月27日内訓第24号

（趣旨）

第1条 この要綱は、琴浦町商工会補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 補助金は、琴浦町商工会(以下「商工会」という。)を支援することにより琴浦町の商工業の総合的な振興を図り、もって琴浦町経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、「商工会」とは、商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する町内の商工会をいう。

（補助金の交付）

第4条 町長は、第2条の目的の達成に資するため、商工会に予算の範囲内で補助金を交付する。

（対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、商工会が実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 経営改善普及事業
- (2) 地域総合振興事業
- (3) 交付金等事業及び管理費
- (4) その他商工業の振興に資する事業

（補助対象経費及び補助金額）

第6条 補助の対象となる経費、補助金額等は、別表に定めるところによる。

2 補助金の額は、補助対象経費の額から当該補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額とする。

第6条の2 (省略)

第7条 (省略)

(その他)

第8条 (省略)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日内訓第5号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日内訓第24号)

この内訓は、平成29年3月27日から施行する。

別表(第6条関係)

補助対象事業名	事業区分	補助対象経費	補助金額
(1) 経営改善普及事業	中部商工会産業支援センターが行う小規模事業者の経営や技術の改善発達を図るための事業	負担金(中部商工会産業支援センター会費)	事業に要した経費の内、商工会が負担する額の2分の1以内の額
(2) 地域総合振興事業	商工会が行う相互扶助・親睦や情報交換・福利厚生などの社会福祉活動・地域課題に対する調査研究事業	報償費、委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上料、その他町長が必要と認めた経費	事業に要した経費のうち、商工会が負担する額の2分の1以内の額
(3) 交付金等事業及び管理費	商工会が負担する人件費	人件費、賃金	事業に要した経費の内、商工会が負担する額の4分の1以内の額
(4) その他商工業の振興に資する事業	上記の事業以外で商工業の振興に資すると町長が認めた事業	左記事業に要した経費の内、町長が必要と認めた経費	事業に要した経費の内、商工会が負担する額の2分の1以内の額又は町長が認めた額

商工会の 概要と業務について

商工会の概要

- ・ 「商工会法」に基づき設立された非営利法人
- ・ 全国に1,653ヶ所（平成30年4月現在）
約80万人の事業者が加入。
- ・ 鳥取県は18ヶ所あり、4,400事業者が加入。
琴浦町は460事業者が加入している。
- ・ 行政、金融機関、土業と連携

地域に密着した、“総合経済団体”

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体。国や都道府県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもあり、小規模事業者のみなさんを支援するために様々な事業を実施。また、様々な中小企業施策も実施している。

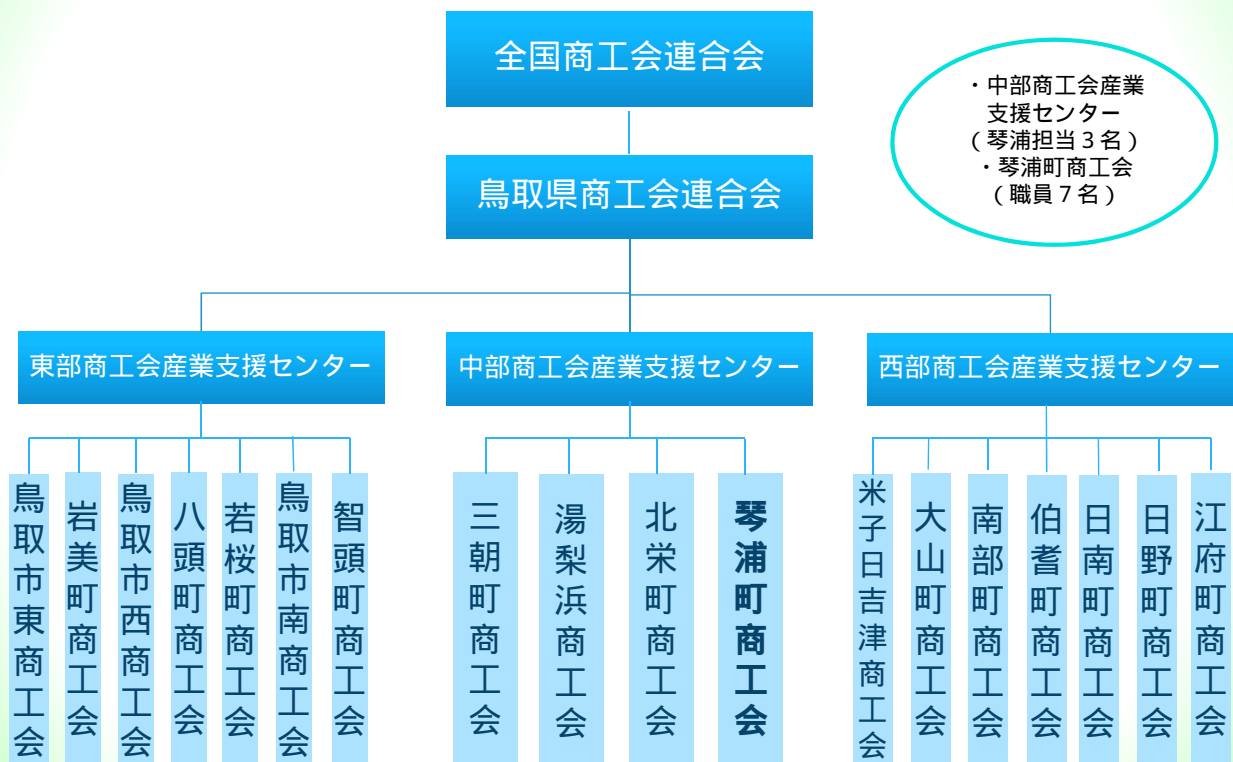
商工会は会員で組織

商工会の運営を支え、その事業活動の主役となるのは、会員。
 会員は自らの事業を発展させるために、商工会を組織し、活用する。



職員は会員のために雇用されている

商工会機構図



商工会の2大業務

事業者の経営改善

経営改善普及事業

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県の定める資格を持つ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や支援に従事します。

地域経済の発展

地域（経済）振興事業

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進など、様々な事業に取り組んでいます。

行政と連携

経営改善普及事業

【相談と指導】

経営一般・税務・金融・経理・労働・経営革新
地域資源活用・農商工連携

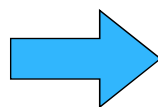
経営支援の形は2種類



窓口支援・巡回支援

商工会の
強み

経営環境の
変化に伴う
ニーズの多様化等



受け身型指導
から
提案型支援へ

地域、企業シーズ・ニーズ収集
経営改善・革新・創業支援・新事業展開
チーム経営診断、ビジネスプラン作成支援
セミナー講習会等企画・運営等

地域総合振興事業 (H30活動実績)

販路開拓・売上促進支援	企業の魅力アップ対策支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示商談会への出店支援 (食のるつぼ琴浦町食品商談会・地銀フードセレクション等) ・ ピチパル商店街開催事業 ・ 合同チラシ制作事業 ・ クリスマスセールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビ活用による事業所紹介番組制作事業
人材確保対策支援	人材育成対策支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内高校、短大進路担当者との懇談会 ・ 外国人技能実習生制度活用研修会 ・ 働き方改革対応セミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入社員ビジネス、フォローアップ研修
経営持続化・改善・革新支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税軽減税率セミナー、事業承継セミナー、個人事業者決算・確定申告相談日開催、所得税中間納付・年末調整事務相談、商工貯蓄共済・福祉共済事業等 	

平成30年度収支決算書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

琴浦町商工会
(単位:円)

(収入の部)

科 目	平成30年度 当初予算額	更 正 予算額	決 算 額	対比増減 (減は△)	備 考	
大分類	小 分 類					
I. 交付金等収入		(7,835,000)	(16,710,000)	(16,710,354)	(354)	
	1. 連 合 会 間 接 交 付 金	1,335,000	1,335,000	1,335,000	0	指導旅費 指導事務費 指導事業費 提案公募型交付金事業費
	2. 町 補 助 金	6,500,000	6,500,000	6,500,000	0	
	3. 全 国 連 補 助 金	0	8,875,000	8,875,354	354	伴走型支援推進事業補助金
II. 会費手数料等収入		(15,850,000)	(16,795,000)	(17,118,941)	(323,941)	
	1. 会 費	6,950,000	7,050,000	7,129,000	79,000	会 費
	2. 加 入 金	50,000	110,000	110,000	0	加入金
	3. 特 別 賦 課 金	350,000	535,000	515,700	△19,300	販売促進・視察研修 111,700 共同チラシ・その他 404,000
	4. 手 数 料	6,450,000	6,840,000	7,041,102	201,102	記帳機械化手数料 5,385,500 決算指導手数料 1,148,000 消費税指導手数料 101,000 年末調整指導手数料 108,500 金融斡旋手数料 0 集団自動車扱い手数料 290,542 その他 7,560
	5. 中 小 企 業 共 済 制 度 受 託 料	200,000	245,000	249,858	4,858	小規模企業共済 231,930 中小企業倒産防止共済受託 17,928 中小企業退職金共済受託料
	6. 一 般 受 託 料	200,000	200,000	200,000	0	青色申告会受託料 200,000
	7. 商 工 貯 蓄 共 済 事 業 等 受 託 料	1,400,000	1,490,000	1,505,862	15,862	貯蓄共済事務手数料 919,236 全国経営者年金 1,296 福祉共済 71,400 容器包装リサイクル手数料 14,424 PL保険制度 17,100 休業補償制度 22,288 西日本自動車共済 403,972 その他 56,146
	8. 使 用 料	150,000	125,000	140,080	15,080	施設等使用料 56,850 コピー・印刷機使用料 83,230
	9. 雑 収 入	100,000	200,000	227,339	27,339	預金利息 8,400 中部支援センター清算金 その他 218,939
III. 受託料収入		(0)	(31,000)	(63,720)	(32,720)	
	1. 景 況 調 査 受 託 料	0	31,000	63,720	32,720	
IV. 特別会計繰入金		(3,800,000)	(4,000,000)	(4,014,721)	(14,721)	
	1. 労 働 保 険 事 務 組 合 特 別 会 計	3,800,000	4,000,000	4,014,721	14,721	
V. 引当金繰入収入		(600,000)	(570,000)	(570,000)	(0)	
	1. 事 業 安 定 引 当 金 繰 入 収 入	0	0	0	0	
	2. 会 館 補 修 引 当 金 繰 入 収 入	0	0	0	0	
	3. そ の 他 の 引 当 金 繰 入 収 入	600,000	570,000	570,000	0	納税引当金 570,000
VI. 前期繰越収支差額		(3,266,304)	(3,266,304)	(3,266,304)	(0)	
	1. 前 期 繰 越 収 支 差 額	3,266,304	3,266,304	3,266,304	0	
合 計		31,351,304	41,372,304	41,744,040	371,736	

(支出の部)

科 目		平成30年度 当初予算額	更 正 予算額	決 算 額	対 比 増 減 (減は△)	備 考
大 分 類	小 分 類					
I. 交付金等事業		(13,330,000)	(13,585,000)	(13,492,235)	(△89,902)	
	1. 人 件 費	11,720,000	11,720,000	11,715,100	△4,900	連合会第2会費
	2. 旅 費	190,000	300,000	276,758	△23,242	指導旅費 253,297 研修旅費 23,461
	3. 指 導 事 務 費	800,000	900,000	846,161	△53,839	通信運搬費 387,950 その他指導事務費 458,211
	4. 指 導 事 業 費	500,000	530,000	522,079	△7,921	講習会等開催費 422,923 金融指導事務費 99,156
	5. 提 案 交 付 金 事 業 費	120,000	135,000	132,137	△2,863	
II. 経営改善事業指導事業費		(0)	(8,910,000)	(8,887,936)	(△22,064)	
	1. 伴走型支援推進事業費	0	8,910,000	8,887,936	△22,064	中部4商工会・支援センター
III. 地域総合振興事業費		(7,135,000)	(6,595,000)	(6,436,786)	(△158,214)	
	1. 総 合 振 興 費	2,000,000	1,200,000	1,338,050	138,050	全国大会参加費 214,240 商工振興懇談会開催費 63,778 共同チラシ発行事業費 372,143 若旦那商店街開催支援費 300,000 販路開拓支援事業費 52,307 商品券利用促進事業費 地産地商調査研究事業費 企業紹介番組制作事業費 129,600 その他の総合振興費 205,982
	2. 商工建設業振興費	1,700,000	1,700,000	1,593,827	△106,173	研修事業費他 1,029,365 販売促進事業 564,462
	3. 観 光 振 興 費	100,000	100,000	59,009	△40,991	観光振興事業・広告費用他
	4. 金 融 対 策 費	20,000	20,000	13,548	△6,452	金融指導対策費
	5. 経 営 税 務 対 策 費	200,000	350,000	327,243	△22,757	経営税務対策費
	6. 労 務 対 策 費	150,000	210,000	203,982	△6,018	永年勤続者表彰・資料等
	7. 福 利 厚 生 対 策 費	185,000	375,000	370,095	△4,905	会員交流事業費
	8. 青 年 女 性 対 策 費	900,000	900,000	900,000	0	青年部 450,000 女性部 450,000
	9. 共 済 事 業 推 進 費	230,000	140,000	114,130	△25,870	推進対策費 114,130
	10. 情 報 対 策 費	300,000	150,000	122,212	△27,788	情報事業費 41,955 広報対策事業費 80,257
	11. 記 帳 機 械 化 等 対 策 費	1,350,000	1,450,000	1,394,690	△55,310	記帳システム負担金 881,750 保守料 140,302 消耗品他 372,638
IV. 受託事業費		(0)	(30,000)	(30,000)	(0)	
	1. 景況調査受託事業費	0	30,000	30,000	0	
V. 管理費		(8,410,000)	(7,410,000)	(7,125,279)	(△284,721)	
	1. 人 件 費	0	0	0	0	
	2. 旅 費	550,000	550,000	541,874	△8,126	役員旅費 421,360 職員旅費 120,514
	3. 事 務 費	2,000,000	1,400,000	1,212,459	△187,541	通信運搬費 92,079 印刷製本費 修繕・保守料 33,637 リース料 213,450 消耗品他 88,367 定期刊行物購読料 136,263 郵券代 36,350 租税公課(消費税等) 593,200 その他事務費 19,113
	4. 家 屋 費	1,400,000	1,150,000	1,132,886	△17,114	水道光熱費 514,700 修繕費 72,834 損害保険料 88,480 地代家賃 270,000 警備保障費 77,760 会館清掃、他 109,112
	5. 会 議 費	850,000	850,000	824,075	△25,925	総会 546,663 理事会他 274,172 その他 3,240

科 目		平成30年度 当初予算額	更 正 予算額	決 算 額	対比増減 (減は△)	備 考
大 分 類	小 分 類					
	6. 福 利 厚 生 費	150,000	150,000	202,721	52,721	労働保険料・健康診断他
	7. 渉 外 費	200,000	150,000	138,470	△11,530	渉外費 72,470 慶弔費 66,000
	8. 負 担 金	2,600,000	2,650,000	2,622,820	△27,180	連合会第一会費 1,632,500 支援センター会費 767,820 研修会等負担金 101,000 関係団体会費等 45,000 その他 76,500
	9. 消 耗 備 品 費	200,000	100,000	71,982	△28,018	
	10. 会 長 退 任 抛 出 金	60,000	60,000	60,000	0	
	12. 雑 費	400,000	350,000	317,992	△32,008	送金手数料他
VI. 資産取得支出		(500,000)	(150,000)	(136,188)	(△13,812)	
	1. 建 物 支 出	0	0	0	0	会館事務所改修
	2. 器 具 備 品 支 出	500,000	150,000	136,188	△13,812	冷暖房機
VII. 引当費		(600,000)	(600,000)	(630,000)	(30,000)	
	1. 事 業 安 定 引 当 費	0	0	0	0	
	2. 会 館 補 修 引 当 費	0	0	0	0	
	3. そ の 他 の 引 当 費	600,000	600,000	630,000	30,000	納税引当金
VIII. 予備費		(1,376,304)	(0)	(0)	(0)	
	1. 予 備 費	1,376,304	0	0	0	
IX. 次期繰越収支差額		(0)	(4,092,304)	(5,005,616)	(913,312)	
	1. 次 期 繰 越 収 支 差 額	0	4,092,304	5,005,616	913,312	
合 計		31,351,304	41,372,304	41,744,040	374,599	

Ⅲ. 地域総合振興事業

1. 総合振興事業

(1) 特産品等販路開拓支援事業の推進

① 「食のるつぼ琴浦町食品商談会」商談支援

・第1回（開催月日：平成30年7月5日～6日）

まなびタウンとうはく で開催された商談会では10事業者が参加。25件の商談が行われ、事業者とバイヤーとの商談支援を行う。

・第2回（開催月日：平成31年1月24日～25日）

琴浦町役場分庁舎で開催された商談会では11事業者が参加。27件の商談が行われ、事業者とバイヤーとの商談支援を行う。

② 「食のるつぼ琴浦物産フェア」出展支援

（開催月日：平成30年8月14日～15日）

イオン 日吉津店で開催された「食のるつぼ琴浦物産フェア」に町内事業者2社が出展。出展者の後方支援を行った。

③ 「地銀フードセレクション」出店支援

（開催月日：平成30年10月22日～23日）

東京ビッグサイトで開催された「地銀フードセレクション」に町内事業者2社が出展。

2日間で51件の商談が行われ、出展者の後方支援を行った。商品に関心があるバイヤー等からの質問に関しては商品提案書を配布しながら熱心に商品説明を行い、大変手応えを感じることができた。



④ 「首都圏バイヤーとの食品商談会」商談支援（開催月日：平成30年10月25日）

鳥取商工会議所開催された、町内事業者2社が出展。

会社、商品説明を行い2事業者で8件の商談が行われ、商談の支援を行った。

(2) 商工会共同チラシ『活力あふれる琴浦へGo!』発行事業

・商工会員事業所の「求人・事業所PR・売り出し等のイベント情報等」を掲載した会員合同広告チラシを作成し、8月、12月に町内新聞全紙への折り込みを実施。



(3) 町行政との協調連携並びに振興懇談会

- ・開催月日：平成30年11月19日（月）
- ・開催場所：琴浦町商工会館
- ・出席者等
行政：町長、副町長、関係課長3名
商工会：役員及び職員 22名
- ・テーマ等：【～琴浦町の地域振興策について～】
今後の町政基本方針について説明を受けた後、
テーマである琴浦町の地域振興対策について意見交換を行った。



(4) 交流委員会

(1) 会員交流会

- ・開催月日：平成30年10月12日（金）
- ・開催場所：ブルーフリーレストラン
ビア ホフ ガンバリウス
- ・参加者：会員事業所38（参加者64名） 職員6名



(2) 会員親睦ゴルフ大会

- ・開催月日：平成30年11月10日（土）
- ・開催場所：米子ゴルフ場
- ・参加者：会員14名、職員1名

(5) 会員研修会

■ 働き方改革対応セミナー

- ・働き方改革関連法の理解と施行までに対応しておくことに関して、参加者に理解を深めていただいた。
- ・開催月日：平成30年10月5日（金）
- ・開催場所：琴浦町商工会館
- ・講師：倉吉労働基準監督署 監督安全衛生課 田中 博行 氏
働き方改革サポートオフィス鳥取 社会保険労務士 吉田 佳寿美 氏
鳥取県地域ジョブ・カードセンター ジョブ・カード制度普及推進員 竹田 元重 氏
- ・参加者：9名



■ 目からうろこの生産性向上セミナー

- ・生産性向上セミナーは現在ブームであり多数のセミナーが存在するが、今回のセミナーは生産性向上のやり方ではなく在り方を中心に多くの事業者の方に聞いていただいた。
- ・開催月日：平成30年1月17日（木）～ 18日（金）
- ・開催場所：琴浦町商工会館
- ・講師：株式会社Gentle 代表取締役 中村 成博 氏
- ・参加者：2日間延べ21名



2. 商工建設業振興事業

(1) 商業部

①会議等の開催（部会総会・幹事会・委員会等）

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者数
H30. 4. 13	琴浦町商工会	商業部会幹事会	7名
5. 10	石見会館	商業部会総会（休部総会）	23名

(2) 販売促進事業（事業委員会）

①ちよ琴浦いやこどうら朝市の開催

開催年月日	開催場所	参加店数
H30. 10. 28	JA 赤碕支所前駐車場	6店舗

(3) 研修委員会

■ 外国人技能実習生制度活用研修会

- 外国人技能実習生制度を活用し外国人労働者を雇用されている3事業所の現状、今後の雇用について詳しい話を事業所の採用担当者に聞いていただくことができた。

・開催月日：平成30年10月23日(火)

・開催場所：琴浦町商工会館

・講師

旭東電気(株)鳥取事業所 総務課課長 清水 実 氏
(有) 東和 代表取締役 春山 貞洙 氏

米久おいしい鶏(株) 管理部部長 徳本 千代子 氏

・参加者：12名



■ 県内高校・短大進路担当者との懇談会

- 高校・短大の進路担当者と企業の採用担当者が意見・質問等を出し合い、今後の高卒・短大卒生の採用に活かしていただけるような内容の懇談会になった

・開催月日：平成30年11月29日(木)

・開催場所：琴浦町商工会館

・講師

倉吉北高等学校 安藤 茂樹 氏、種子 憲司 氏
鳥取短期大学 藤原 一充氏

中央高等学園専修学校 阪本 洋介 氏

鳥取県立倉吉総合産業高等学校 小林 幸平 氏、橋井 洋樹 氏

鳥取県立鳥取中央育英高等学校 小原 修治 氏

鳥取県立倉吉農業高等学校 谷本 達也 氏

・参加者：22名（18事業所）



計8名

3. 観光振興事業

- ・波止の祭り・白鳳祭等、町及び観光協会が主催する観光イベント事業への協力・支援を行った。
- ・その他関連諸会議への参加

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 5. 22	琴浦町役場分庁舎	第 27 回船上山さくら祭りに係る意見交換会	浦辺
12. 26	まなびタウンとうはく	第 28 回白鳳祭 決算報告	浦辺
H31. 2. 26	琴浦町役場分庁舎	第 28 回船上山さくら祭り 実行委員会	浦辺

4. 金融対策事業

(1) 各制度金融の有効利用促進

- ・日本政策金融公庫定例相談日の開催 毎月第 3 木曜日開催
- ・一日公庫の開催 2 回 (7/17)、(11/15)

(2) 金融事情の情報提供 (年間)

(3) 各金融機関との協調と調整 (年間)

5. 経営税務対策事業

(1) 琴浦町青色申告会の育成と指導

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者数
H30. 5. 15	琴浦町商工会館	琴浦町青色申告会 第 1 回監査会	2 名
5. 15	琴浦町商工会館	琴浦町青色申告会 第 1 回役員会	8 名
6. 7	セントパレス倉吉	鳥取県青色申告会連合会 平成 30 年度役員会	1 名
6. 7	セントパレス倉吉	鳥取県青色申告会連合会 平成 30 年度通常総会	1 名
6. 25	琴浦町商工会館	平成 30 年度琴浦町青色申告会研修会	10 名
6. 25	琴浦町商工会館	平成 30 年度琴浦町青色申告会通常総会	10 名
7. 9	倉吉シティホテル	中部青色申告連合会連合会 平成 30 年度役員会	3 名
7. 9	倉吉シティホテル	中部青色申告連合会 平成 30 年度通常総会	3 名
8. 17	琴浦町商工会館	琴浦町青色申告会 第 2 回役員会	6 名
10. 19	岡山プラザホテル	第 62 回青色申告会 中国ブロック大会	6 名
H31. 1. 16	琴浦町商工会館	琴浦町青色申告会 第 3 回役員会	6 名
1. 21	倉吉商工会議所	鳥取県中部青色申告会連合会役員会	1 名
1. 28	倉吉商工会議所	税務指導連絡協議会	2 名
3. 6~8	倉吉税務署	平成 30 年度確定申告青色申告手続コーナー	5 名

(2) 研修会、セミナー等

■ 事業承継セミナー

- ・事業承継は「次の社長を誰にするか」という問題ではなく、会社の経営権の「自社株を誰に引き継ぐか」、「後継者教育をどう行うか」という事項について理解を深めていただいた。
- ・開催月日：平成30年7月19日(木)
- ・開催場所：琴浦町商工会館
- ・講師：小橋 仙敬 氏
(小橋公認会計士総合事務所 所長)
- ・参加者：16名



■ 消費税軽減税率説明会

- ・2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に実施される軽減税率制度についての制度説明会を開催
- ・開催月日：平成30年10月16日(火)
- ・開催場所：琴浦町商工会館
- ・講師：倉吉税務署
- ・参加者：10名(7事業所)

■ 「帳面のつけ方試算表の見方」ミニ勉強会

- ・事業者の方と職員が1対1で、簿記の基礎、試算表、決算書の見方について勉強の支援を行い理解を深めていただく。
- ・開催月日：平成30年10月9日(木)、
11日(木)、15日(木)
- ・開催場所：琴浦町商工会館
- ・講師：琴浦町商工会職員
- ・参加者：3日間延べ8名



■ 年末調整事務相談日の開催

- ・各事業所の源泉徴収簿・保険料控除申告書等をもとに源泉徴収票等の作成支援を行った。
- ・開催月日：平成30年12月21日(金)、平成31年1月15日(火)
- ・開催場所：琴浦町商工会館
- ・講師：琴浦町商工会職員
- ・参加者：2日間延べ13名

■ 個人決算申告個別相談日の開催

開催年月日	開催場所	講師等	対象事業者
H31. 2. 18	琴浦町商工会館	丹波税理士	32事業所
2. 20	琴浦町役場分庁舎	中村税理士	
2. 22	琴浦町商工会館	金森税理士	
2. 26	琴浦町商工会館	木天税理士	
2. 28	琴浦町商工会館	小田根税理士	
3. 1	琴浦町商工会館	金森税理士	
3. 4	琴浦町役場分庁舎	中村税理士	
3. 5	琴浦町商工会館	木天税理士	
3. 7	琴浦町商工会館	小田根税理士	
3. 11	琴浦町商工会館	丹波税理士	

6. 労務対策事業

(1) 永年勤続従業員の表彰

平成30年5月25日開催の通常総会に於いて、対象者の表彰を行った。

被表彰者 9事業所 28名

(2) 琴浦町労働保険事務組合の育成と指導

①研修会・説明会等

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 5. 16	セントパレス倉吉	労働保険事務組合連合会定期総会・研修会	富山
8. 2	倉吉未来中心	労働保険事務担当者研修会及び 労働保険適正加入推進研修会	富山、浦辺
8. 28	北栄町商工会	労働保険研修会	富山
H31. 2. 26	倉吉シティホテル	労災共済事務組合研修会	富山

②その他労務対策に関する会議等

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 5. 10	中部支援センター	労働保険年度更新事務一括集中処理	富山、浦辺

7. 共済推進事業

(1) 商工貯蓄共済推進事業

①経済事業運営推進委員会等で推進方法の協議・目標設定、制度に関する研修を行い役職員で加入推進を実施した。

・推進実績 新規： 40口 更新： 143口

②人間ドック費用等助成制度の普及と利用

・助成対象件数 6事業所 (助成金額 79,927円)

(2) 福祉共済事業

全国商工会会員福祉共済の普及説明及び加入推進に努めた。

・保有件数 19件

(3) 一般共済の推進事業

小規模企業共済、中小企業退職金共済、中小企業倒産防止共済等も年間を通じて加入促進を行った。

・推進実績 (小規模企業共済/新規・増口 14件、中退金/新規 1件・追加 3件)

(4) 自動車共済推進事業

西日本自動車共済の協力を得て、普及促進を実施。

・現加入車数 87車 (年度当初からの増減 3車減)

(5) 共済推進に関する各種会議の開催、参加

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 6. 5、7	湯梨浜町商工会館	税務、政府系共済研修	蔵本他3人
7. 5	中部産業支援センター	共済担当者研修会	蔵本、藪
8. 10	中部産業支援センター	生命保険募集人資格取得に向けた研修会	日置、生松
8. 24	米子第一生命ビル	生命保険募集人資格試験	日置、生松
9. 11～12	鳥取県商工会連合会	西日本自動車共済研修会・試験	日置、生松

8. 情報対策事業

① 100万人ネットワークの活用推進並びに登録勧奨

ネットワークシステムの説明及び普及に努めた。

※累計登録事業所数 87事業所

② とっとり商工会だより、他各種情報の提供 (随時)

9. 記帳機械化対策事業

経理ソフトASP版による記帳機械化経理の説明、普及推進と企業への操作指導及び迅速で正確な経理実施について積極的に取り組みました。

① 記帳機械化件数 68件 (年度当初からの増減 1件増)

② ネットde記帳自計指導先 10件 (年度当初からの増減 なし)

10. 行政、関係機関、団体等との連携

(1) 行政等が主催する地域振興事業、会議への参加・協力

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 4. 25	中部産業支援センター	「星取県」地域振興ワーキング会議	米原
4. 27	ポート赤碕	物産館ことうら運営連絡協議会	米原
5. 8	JA鳥取中央	中部発!食のみやこフェスティバル 企画運営委員会	浦辺
5. 14	JA鳥取中央	中部発!食のみやこフェスティバル 実行委員会	会長
5. 16	JA鳥取中央	中部発!食のみやこフェスティバル イベント部会	浦辺

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
5. 30	JA 鳥取中央	中部発！食のみやこフェスティバル 出展者説明会	浦辺
6. 19	JA 鳥取中央	中部発！食のみやこフェスティバル 企画運営委員会	浦辺
6. 22	大御堂廃寺跡	中部発！食のみやこフェスティバル 会場準備	生松
6. 23	大御堂廃寺跡	中部発！食のみやこフェスティバル 開会式	会長
8. 3	中部総合事務所	中部発！食のみやこフェスティバル 企画運営会議	浦辺
8. 9	米子市公会堂	伯耆国「大山開山 1300 年祭」記念式典	会長
8. 20	JA 鳥取中央	中部発！食のみやこフェスティバル 実行委員会	米原
12. 19	JA 鳥取中央	中部発！食のみやこフェスティバル 企画運営委員会	浦辺
H31. 1. 18	JA 鳥取中央	中部発！食のみやこフェスティバル 実行委員会	米原
3. 14	中部総合事務所	中部発！食のみやこフェスティバル イベント部会	浦辺

(2) 関係機関等の会議、事業

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 6. 26	倉吉商工会議所	鳥取中部・真庭地域振興協議会幹事会	米原
7. 5～6	まなびタウンとうはく	食のるつぼ琴浦町食品商談会	米原、浦辺
7. 9	北条農村環境改善センター	平成30年度一般国道9号（北条道路）整備促進期成会総会	副会長
7. 17	円形劇場	鳥取中部・真庭地域振興協議会総会	会長、米原
7. 23	琴浦町役場本庁舎	琴浦町地方創生推進会議	米原
8. 1～2	国交省中国地方整備局 国交省本省（東京）	一般国道9号（北条道路） 整備促進期成会 要望活動	会長
8. 28	倉吉未来中心	県立美術館中部地区協議会総会	会長
9. 19	石見会館	熱中通販説明会	米原 他2名
10. 21	鳥取中央農協	県中部地震復興会議	会長
H31. 1. 9	セントパレス倉吉	倉吉商工会議所議員新年互例会	会長

(3) 町長との会議、懇談会等

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 7. 30	琴浦町商工会館	町長と正副会長との懇談会	会長 他3名
H31. 1. 29	石見会館	中部地区町長と商工会長との懇談会	会長 他4名
3. 27	琴浦町役場本庁舎	町長表敬訪問	会長 他3名

(4) 上部組織、関係機関の会議等への出席

①国・県・市町村・関係機関関係

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 5. 15	まなびタウンとうはく	琴浦町人権同和教育推進協議会役員会	米原
5. 21	まなびタウンとうはく	同和対策推進協議会総会	米原
6. 14	琴浦町役場本庁舎	固定資産税免税措置協議	米原
6. 25	琴浦町役場分庁舎	琴浦町人権・同和対策雇用促進協議会 理事会・総会	米原

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
7. 2	琴浦町役場分庁舎	琴浦町都市計画審議会	米原
8. 27	ブランナールみささ	商工労働部施策説明会 中部管内正副会長交流会	会長 他3名
9. 21	まなびタウンとうはく	琴浦町人権・同和教育推進協議会役員会	米原
11. 8	琴浦町役場本庁舎	琴浦町健康づくり推進委員会	米原
11. 13	琴浦町役場本庁舎	小規模企業振興基本条例検討会	会長 他3名
11. 19	みなとガーデン	商工振興懇談会	米原 他2名
11. 22	琴浦大山警察署	犯罪被害者ネットワーク会議	米原
11. 28	琴浦町社会福祉センター	琴浦町社協会談	会長
11. 29	倉吉シティホテル	小規模納税者に対する税務支援協議会	米原
12. 26	琴浦町役場本庁舎	小規模企業振興基本条例検討会	会長 他3名
H31. 1. 10	琴浦町役場本庁舎	町創業補助金審査会	米原
1. 10	琴浦町役場本庁舎	ハローワーク琴浦設置検討会	会長、米原
1. 21	琴浦町役場本庁舎	「しごとプラザ琴浦」開所式	会長
2. 20	琴浦町役場本庁舎	基本条例検討会	米原
3. 11	まなびタウンとうはく	琴浦町人権・同和対策雇用促進協議会理事会	米原
3. 25	琴浦町役場分庁舎	琴浦町人権・同和対策雇用促進協議会 総会	会長、米原

②県連・支援センター関係

開催月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 4. 10	中部支援センター	県交付金検査	米原、富山
4. 25	倉吉シティホテル	鳥取県商工会連合会正副会長、専務理事会議	会長
5. 11	鳥取県商工会連合会館	県連監査会	会長
5. 29	ホテルモナーク鳥取	鳥取県商工会連合会 理事会兼役員会通常総会	会長、米原
7. 12	倉吉シティホテル	県連政策審議委員会	米原
7. 20	中部産業支援センター	第1回中部ブロック会議	会長、米原
8. 9	セントパレス倉吉	理事会兼役員会、役職員研修会	会長 他5名
8. 30	湯梨浜町商工会館	政策審議委員会 H30年度第1回 経済事業合同専門委員会	米原
9. 10	北栄町商工会館	政策審議委員会 H30年度第2回 経済事業専門委員会	米原
10. 2	倉吉シティホテル	県連政策審議委員会	米原
10. 23	セントパレス倉吉	県連理事会	会長
10. 25	セントパレス倉吉	商工会監事研修会	監事2名
11. 6	湯梨浜町商工会館	H30年度第3回経済事業専門委員会	米原
11. 15～16	東京NHKホール	商工会全国大会	会長、副会長
H31. 1. 22	倉吉シティホテル	商工会経営支援発表大会	会長 他4名
1. 24	湯梨浜町商工会館	経済事業専門委員会	米原
2. 12	倉吉シティホテル	県連政策審議委員会	米原
3. 27	セントパレス倉吉	県連理事会、臨時総会	会長、米原

③職員関係会議・研修会等

開催年月日	開催場所	会議・事業名等	出席者
H30. 4. 2～12	鳥取県商工会連合会館	新採用職員研修会	日置、生松
4. 17	湯梨浜町商工会館	第1回センター所長・事務長合同会議	米原
H30. 5月～H31. 3月 各月	琴浦町商工会館	スーパーバイザー研修	藪他 2名
5. 16	セントパレス倉吉	労働保険事務組合研修会	富山
6. 5～ 6	湯梨浜町商工会館	税務、政府系共済研修	日置 他3名
6. 8	大山ロイヤルホテル	県職員協議会研修会・通常総会	職員6名
6. 22	倉吉シティホテル	経営支援専門員研修会	山根
7. 4～ 6	中小企業大学校広島校	中小企業支援担当者研修	市村
7. 5	中部支援センター	共済担当者研修会	蔵本、藪
7. 13	鳥取県商工会連合会館	第2回新採用職員研修会	日置、生松
7. 26	北栄町商工会館	第2回所長、事務長会議	米原
8. 2	倉吉未来中心	労働保険事務組合担当者研修会	富山、浦辺
8. 10	中部産業支援センター	生命保険募集人資格の取得に向けた研修会	日置、生松
8. 24	米子第一生命ビル	生命保険募集人資格試験	日置、生松
8. 28	北栄町商工会	労働保険研修会	富山
9. 6～7	津山市鶴山ホテル	中国ブロック事務局長部会研修会	米原
9. 11～12	鳥取県商工会連合会館	西日本自動車共済普通資格取得研修会・試験	日置、生松
9. 13～14	サンラポーむらくも	中国ブロック商工会職員協議会 経営指導員部会研修会	市村、山根
9. 19	湯梨浜町商工会館	マネジメント・コーチング・ティーチング研修	富山
9. 21	湯梨浜町商工会館	地域経済分析システム(RESAS)研修会	米原
10. 17～18	三朝館	中国ブロック商工会職員協議会 指導職員部会研修会	富山 他3名
10. 30	鳥取県商工会連合会館	第3回新採用職員研修	日置、生松
11. 5	湯梨浜町商工会館	消費税減税率対応窓口相談事業 職員研修会	浦辺、日置
11. 13	湯梨浜町商工会館	マネジメント・コーチング・ティーチング研修	藪 他2名
11. 14	倉吉未来中心	経営支援専門員研修	米原
11. 15	まなびタウンとうはく	年末調整、消費税軽減税率説明会	日置、生松
11. 19	鳥取県商工会連合会館	財務戦略アドバイザー検定 対策講座	藪 他3名
11. 26、12. 3	湯梨浜町商工会館	決算申告・消費税申告研修会	蔵本 他3名
11. 28	(株)ナレッジサポート	財務戦略アドバイザー検定	藪 他2名
12. 21	水明荘	鳥取県商工会職員冬期全体研修会 鳥取県商工会職員協議会臨時総会	浦辺 他4名
H31. 1. 18	有限会社ほうき塾	ネットd e 記帳担当者研修会	日置、生松
1. 28	倉吉商工会議所	確定申告事務研修会、税務指導連絡協議会	米原 他2名
2. 5	湯梨浜町商工会館	第3回所長、事務長会議	米原
2. 20	中部産業支援センター	第2回中部ブロック会議	米原
3. 25	湯梨浜町商工会	商工会法人税、消費税申告研修会	富山

1 1. 建議、陳情、要望

(1) 要望

年月日	要望先	内 容
H30. 8. 2	国土交通省道路局 県選出国會議員	一般国道9号（北条道路）の整備促進について （一般国道9号（北条道路）整備期成会による要望）
9. 27	町長	小規模企業振興条例制定について
11. 26	町長・議長	平成31年度商工会育成補助金等の予算化について

1 2. 中部商工会産業支援センターによる経営支援

(1) 研修会・個別相談等の開催

【創業個別相談会】

開催年月日	開催場所	講師	参加者数
H30. 12. 15 ～16	中部センター	中小企業診断士 石川聖子 氏	14人

【決算・確定申告個別相談会】

開催年月日	開催場所	講 師	支援件数
H31. 3. 13 ～14	中部センター	税 理 士 井上 武美 氏 税 理 士 中村 眞一 氏	92件

(2) 創業・経営革新等支援事業

- ①県版経営革新計画の認定（鳥取県）
- | | |
|----------|-----|
| 〈スタート型〉 | 6件 |
| 〈生産性向上型〉 | 15件 |
| 〈働き方改革型〉 | 1件 |
- ②小規模パッケージ関係補助金の導入支援（国）
- | | |
|------------|-----|
| 〈持続化補助金〉 | 17件 |
| 〈ものづくり補助金〉 | 2件 |
- ③その他の補助金・助成金の導入支援
- 33件
- ④とっとり企業支援ネットワークによるチーム支援
- | | |
|-------|-----|
| 20事業所 | 33回 |
|-------|-----|
- ・鳥取県経営サポートセンター、信用保証協会及び金融機関との連携改善支援を実施。
- ⑤『とっとり中部発信プロジェクト』による販路開拓支援を実施（倉吉商工会議所共催事業）
- ・「とりそらたかく」商品選定 【2事業所 4商品】
 - ・ホームページ「作り手紹介」作成
 - ・商談会等の出展・参加 【5回 延べ23事業所】
- ⑥専門家派遣による経営支援(県交付金他)
- | | |
|--------------------|-----|
| ・ビジネス創造等支援事業（ミラサポ） | 28回 |
| ・エキスパートバンク事業 | 22回 |
| ・消費税軽減対策専門家派遣事業 | 44回 |
| ・経営安定特別相談事業 | 8回 |
| ・事業承継専門家派遣 | 16回 |

⑦日本政策金融公庫との連携による金融支援

- ・定例相談会の開催 毎月第1・第3水曜日、及び第3木曜日
- ・一日金融公庫の開催 4回（7/18、7/17、11/15、11/21）

⑧『知っ得メールマガジン』を発行して、経営に役立つ情報を提供

12回

(3) 琴浦町商工会の支援実績

個別相談支援	創業個別相談支援	7人
	税務個別相談支援	34件
補助金導入支援	鳥取県版経営革新総合支援事業〈生産性向上型〉	7件
	小規模事業者持続化補助金	8件
	その他（国・県・町）補助金	6件
他機関との連携支援	とっとり企業支援ネットワーク支援	6件
専門家派遣事業	消費税軽減対策事業	9回
	経営安定特別相談事業	4回
	事業承継支援事業	10回

IV. 経営改善普及事業

(1) 商工業者に関する相談と指導

①巡回指導

(件数)

業種	対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
製造業	56	39	231	3	13	43	15	1	0	59	404
建設業	90	41	222	1	12	47	19	0	0	87	427
小売業	101	26	344	3	24	90	15	0	0	112	614
卸売業	20	41	52	0	1	5	4	0	0	10	112
サービス業	160	147	507	2	35	136	27	2	0	142	998
その他	30	8	56	0	3	14	27	0	0	25	112
計	457	300	1,412	9	88	334	86	3	0	435	2,667

②窓口指導

業種	対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
製造業	41	30	104	4	15	66	120	0	0	24	363
建設業	87	22	66	3	18	116	292	2	0	55	574
小売業	68	3	97	6	11	118	105	3	0	57	400
卸売業	14	23	12	0	1	19	46	0	0	14	115
サービス業	127	47	181	6	13	222	220	2	0	50	741
その他	23	5	25	1	8	7	62	0	2	15	124
計	360	129	485	20	66	548	845	7	2	215	2,317

③創業支援

業種	対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
巡回指導	3	0	9	0	2	0	1	0	0	0	12
窓口指導	8	0	38	0	6	2	0	0	0	1	46
計	11	0	47	0	8	2	1	0	0	1	58

④講習会等の開催による指導

区分		経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
集団指導計	回数	0	1	0	0	5	2	0	0	2	10
	人数	0	25	0	0	21	29	0	0	28	103
個別指導計	回数	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10
	人数	0	0	0	0	240	0	0	0	0	240

⑤金融の斡旋

区 分		斡旋件数	貸付件数	斡旋総額 (千円)	貸付総額 (千円)
日本政策金融公庫	一般・特別	9	9	82,950	82,950
	マル経 - I 資金	11	10	82,500	62,500
	マル経 - II 資金	0	0	0	0
	生活衛生貸付	0	0	0	0
	新創業融資	0	0	0	0
	計	20	19	165,450	145,450
その他	県制度融資	27	27	194,750	194,750
	市町村小口融資	0	0	0	0
	商工貯蓄共済融資	0	0	0	0
	その他の金融機関	0	0	0	0
	計	27	27	194,750	194,750
合 計		47	46	360,200	340,200

⑥事務の代行

社会保険等		各種共済加入数				
事業所数	対象従業員数	小規模企業共済	中小企業倒産防止共済	中小企業退金共済	商工貯蓄共済	その他
166	1,184	156	3	43	319	0

⑦記帳継続指導

区 分	配分人員	員 数	雇用延日数	指導延回数	対象事業者数	うち機械化数
交付対象職員	0	5	0	1,397	68	68
謝 金	0	0	0	0	0	0

(2) 会 員

青年部、女性部を各1会員として平成31年3月31日現在の会員総数は460名
(内定款会員 6名、特別会員 8名)

①地区別・業種別会員数

地 区		下郷	浦安	駅前	八橋	逢東	赤碕	成美	安田	以西	その 他	合計
内 訳												
	前年度末会員数	43	53	88	56	40	114	24	20	5	11	454
	今年度末会員数	38	56	89	58	41	115	24	20	5	14	460
業 種 別	建 設 業	9	14	9	8	13	23	11	6	1	1	95
	製 造 業	9	4	5	11	4	13	6	2	0	0	54
	卸 売 業	1	5	2	2	1	3	0	3	1	0	18
	小 売 業	5	9	23	11	9	31	1	4	2	1	96
	飲食宿泊業	0	6	18	6	5	9	0	0	0	3	47
	サービス業	12	16	24	17	8	30	5	3	0	1	116
	そ の 他	2	2	8	3	1	6	1	2	1	8	34
	合 計	38	56	89	58	41	115	24	20	5	14	460

②本年度入会者数 (16名)

地区	事 業 所 名	代表者名	地区	事 業 所 名	代表者名
赤碕	(株)鳥取林養魚場	萩原 岳人	赤碕	けものへん	荻野 裕子
八橋	ArmStrong Services	キラंगा フィリップ	赤碕	HUNTER TETSU	稲田 哲志
八橋	八橋ゼミナール	藤井 忠弘	赤碕	愛建ことうら	柳沢幸太郎
浦安	導体コンディショニング	秋田 良輔	浦安	琴浦興業	山田 篤司
下郷	杉山信一郎	杉山信一郎	地区 外	(株)魚倉水産	大平 雄吾
地区 外	(株)べんけい	藤川 知将	地区 外	川上強志	川上 強志
赤碕	つなぎや	遠藤 未里	逢東	鳥取東伯ミート(株)	種子 光幸
八橋	ほっかほっか亭東伯店	久松 浩也	逢東	レストハウスえびす	井上 傑

令和元年度 琴浦町事業レビュー

【2日目 10/13（日）】

事業番号	8
事業名	観光情報発信業務
担当課	商工観光課

事業シート（概要説明書）

予算事業名		観光情報発信業務		事業開始年度	平成25年度					
上位施策事業名		琴浦町総合計画 基本テーマ3①豊かな自然と文化を生かした観光振興		担当課	商工観光課					
根拠法令等				係名	観光係					
事務区分		<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	谷岡					
実施の背景		観光振興で地域経済の活性化を目標とした琴浦町観光ビジョンを平成25年2月に策定した。町と観光協会の役割分担・連携強化を図るため、観光情報発信業務については、観光協会に委託することとした。								
目的 (何をどうしたいのか)		観光情報を観光協会が一元的に管理・蓄積し、さまざまな広報宣伝媒体の活用及び各種活動を通して効果的に情報発信することにより、本町への観光誘客を促進する。								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	観光客			対象者数（全住民に対する割合） 人（ 0 % ）					
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：琴浦町観光協会 【随意契約】）								
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）								
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）								
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (1) 自主媒体を活用した情報発信 観光協会ホームページの管理運営/「観光協会だより」等の発行 (2) 広告媒体を活用した情報発信 新聞・雑誌等広告媒体への出稿 (3) マスコミを活用した情報発信 マスコミの取材招致・取材対応 (4) 観光商品を活用した情報発信 着地体験型観光商品の充実（推奨モデルコースの設定） (5) 旅行エージェントを活用した情報発信 旅行エージェントに対する売込み活動 (6) 町内施設を活用した情報発信 道の駅「琴の浦」観光窓口等の管理運営								
関連事業 (同一目的事業等)										
コスト	事業費	事業費合計	2019年度（予算）	2018年度（決算見込）	2017年度（決算）	2016年度（決算）				
			7,370 千円	7,370 千円	7,370 千円	6,900 千円				
	事業費内訳 (2018年度分)	<input checked="" type="checkbox"/> 委託料 7,370千円（観光情報発信業務委託料）								
	人件費	担当正職員	0.1 人	651 千円	0.1 人	651 千円	0.1 人	651 千円	0.1 人	651 千円
		臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
人件費合計		0.1 人	651 千円	0.1 人	651 千円	0.1 人	651 千円	0.1 人	651 千円	
総事業費	8,021 千円		8,021 千円		8,021 千円		7,551 千円			
財源内訳	国県支出金	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円		
		国県支出金の内容								
	その他特財	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円		
		その他特財の内容								
	町の負担額	8,021 千円		8,021 千円		8,021 千円		8,021 千円		
	うち税負担	8,021 千円		8,021 千円		8,021 千円		8,021 千円		
	うち地方債	千円		千円		千円		千円		
うち基金	千円		千円		千円		千円			
財源合計	8,021 千円		8,021 千円		8,021 千円		8,021 千円			

事業シート（概要説明書）

予算事業名		観光情報発信業務		事業開始年度	平成25年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度
		旅行社団体ツアー	回	220/—	82/—	48/—
		観光ガイドの会実績	回	422/—	106/—	151/—
				/	/	/
	単位当たりコスト	委託料 / 観光入込客数（万人）	千円 / 万人	117千円/万人	108千円/万人	105千円/万人
事業成果	成果目標（指標設定理由等）	旅行エージェントへの売り込みが成功し、2018年度は、光の鰻絵・神崎神社等の町内観光地に7,745人（220回）の団体ツアー客があった。 *2017年度は、2,551人（82回）。				
	成果（目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度
		年間観光入込客数	万人	62.9/86.6	67.7/82.5	65.2/78.6
				/	/	/
				/	/	/
				/	/	/
事業の自己評価（今後の事業の方向性、課題等）	<p>2011年2月町内に山陰道（自動車専用道路）が開通したことから、国道沿いの飲食店等を経営する地元有志がストロー現象を懸念しNPO法人グルメストリートを立ち上げた。当時はB級グルメが注目された時期であり、地元の魚を活用した「あご（飛魚）カツカレー」の開発や、町内飲食店を巡るスタンプラリーなど定期的なイベントにより”食”による活性化を図った。また、地元では当たり前の風景であった海岸を、全国的にも珍しい丸石ばかりの海岸として地元住民が再注目、「鳴り石の浜」と称してブラッシュアップし、修学旅行の生徒や外国人も立ち寄るまでの観光地とした。</p> <p>道路環境の変化をきっかけとして上記のような活動が見られる中、町においても2013年2月に「食のるつぽ琴浦」を掲げ、観光ビジョンを策定、「食」を中心とした観光振興の充実を図った。観光入込客数も2014年（71万4千人）までは順調に増加していたものの、町内飲食店の廃業やNPO法人グルメストリートの活動中止、新たな観光資源の掘り起こしが出来なかったことなどから、ここ数年（2018年 67万6千人）は減少傾向となっている。</p> <p>近年、町内3施設（光の鰻絵、神崎神社、塩谷定好写真記念館）のミシュラングリーンガイド選定や、山陰道沿い道の駅の新たなインターチェンジ開通、ご当地サーモン誕生、新たな国指定文化財の登録、民泊施設の整備など、観光に関わる新たな展開もあり、町にある地域資源を「食」に限らず全てにおいて今一度洗い出して体系的に整理統合し、観光戦略を練り直すことが必要となっている。</p> <p>これらの課題を解決するため、地方創生推進交付金で採択された「コトウラ観光産業化プロジェクト（3年間）」を事業展開していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光戦略の策定（観光戦略の検討・推進） ●スマートフォンのビッグデータ（位置情報）を活用した分析ターゲットを絞った広報戦略、観光商品づくり ●情報戦略の構築及びPR媒体の整備 （2つの道の駅の情報発信機能の強化及び活用方法の再考、施設の一部改修） ●農畜海産物等、地域資源を活用した観光商品の開発 ●インバウンド対策による外国人観光客の誘客 					
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）						
特記事項						

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	観光情報発信業務		事業開始年度	平成25年度
団体名	琴浦町観光協会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	当該業務の内容は、ホームページや観光パンフでの情報発信、マスコミ・旅行エージェント等の対応、また道の駅「琴の浦」観光案内所の運営などの観光情報発信業務である。 これらの業務は専門性が高く、観光振興ノウハウをもった観光協会に委託することが効果的に事業実施でき、観光誘客を促進することができる。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	事務費(賃金等)	5,100 千円
	県からの財政支出金	千円	ホームページ管理・パンフ発行等	1,000 千円
	市町村からの財政支出金	7,370 千円	広告・マスコミ対応等	470 千円
	観光情報発信業務委託料	7,370 千円	観光商品調査研究	200 千円
	その他 (繰入金 団体自己資金)	30 千円	旅行エージェント対応等	150 千円
	その他 (繰越金)	31 千円	観光案内所管理運営等	512 千円
	その他 (雑収入)	1 千円		千円
	総計	7,432 千円	総計	7,432 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	琴浦町観光協会は、平成16年市町村合併と同時に、前身の組織 東伯町観光協会(平成9年設立)と赤碓町観光協会(昭和49年設立)の体制や活動を踏襲し、平成17年に設立した。 琴浦町観光協会は、琴浦町総合計画に基づき、各観光機関と親密な連携を保持し、地域振興と観光文化の進展に寄与することを目的に、観光情報発信事業をはじめ各種観光事業を行っている。									
	資本金	千円	役員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員	0		35		2	
	出資比率	%		職員	3	1	1			
団体全体の収支状況	収入				支出					
	会費収入	1,150 千円	事務費(賃金等)	2,309 千円						
	寄付収入	2,350 千円	観光振興事業費	513 千円						
	繰越金・雑収入等	705 千円	管理費	1,080 千円						
	委託料(観光情報発信業務)等	7,432 千円	観光情報発信業務一式	7,432 千円						
	波止のまつり寄付金	2,580 千円	波止のまつり事業一式	2,840 千円						
	観桜事業スポンサー料	222 千円	観桜事業一式	312 千円						
	財産区補助金・繰越金等	455 千円		千円						
	基金積立	503 千円	総計	14,486 千円						
	総計	15,397 千円	収支差	911 千円						
特記事項										
財務諸表URL										

平成31年度 琴浦町観光情報発信業務委託事業仕様書

1 業務名

琴浦町観光情報発信業務委託事業

2 目的

観光情報を観光協会が一元的に管理・蓄積し、さまざまな広報宣伝媒体の活用及び各種活動を通して効果的に情報発信することにより、本町への観光誘客を促進する。

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

4 業務内容

(1) 自主媒体を活用した情報発信

スマートIC観光情報発信（観光&グルメマップの作成）

観光協会ホームページ・フェイスブックの管理運営

「観光協会だより」の発行

「観光関連チラシ」の企画提案と作成

(2) 広告媒体を活用した情報発信

新聞・雑誌等広告媒体への出稿

(3) マスコミを活用した情報発信

マスコミの取材招致

マスコミの取材対応

(4) 観光商品を活用した情報発信

観光土産の開発（試作品の販売）

着地体験型観光商品の充実（推奨モデルコースの設定）

(5) 旅行エージェントを活用した情報発信

旅行エージェントに対する売込み活動

来町した旅行エージェントへの対応

(6) 町内施設を活用した情報発信

道の駅「琴の浦」観光窓口等の管理運営

(7) その他

マンホールカードを活用した観光PR

観光大使を活用した観光PR 等

5 委託料の支払い

委託料は前・後期の2回に分けて支払うこととする。

琴浦町観光協会規約

第1章 総則

第1条 本会は、琴浦町観光協会と称し、事務所を鳥取県東伯郡琴浦町別所1030-1 道の駅「琴の浦」道路・観光情報棟内に置く。

第2条 本会は、琴浦町総合計画に基づき、各観光機関と親密な連携を保持し、地域振興と観光文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査、研究、開発並びに地域振興に関する事業
- (2) 物産並びに土産品の研究指導育成に関する事業
- (3) 観光関係団体並びに関係機関との連携に関する事業
- (4) 観光宣伝に関する事業
- (5) 観光事業功労者の表彰
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び会費

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する企業、団体及び個人並びに特別会員(区・部落等)をもって組織する。

第5条 本会の会員は、1口の年額を金1,000円として、次の各号の区分による会費を納入しなければならない。ただし、特別会員(区・部落等)の会費は、理事会で別途定める。

- (1) 企業・団体 3口以上
- (2) 個人 1口以上
- (3) 特別会員(区・部落等) 1口以上

2 会費は、現金又は琴浦町観光協会の口座振込みにより納入するものとする。

3 会費は、毎年度6月30日までに納入するものとする。

第6条 新たに、会員になろうとする者、若しくは脱会しようとする者は、会長に文書によって申し出るものとする。

第7条 会員が次に掲げる一に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は趣旨に反する行為があった場合
- (2) 会費の納入を怠り、会員として適当と認められない場合

第3章 役員及び職員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 理事 30人以内
- (4) 監事 2人以内

第9条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会に出席し、会務を審議決定する。

4 監事は、本会の事業並びに会計を監査する。

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による場合は、前任者の残任期間とする。

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第13条 本会に事務局を設け、次の職員を会長が任命する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局職員 若干名

第4章 会議

第14条 会議は、總會、役員会及び理事会とし、会長が召集する。

2 總會における議長は、出席会員の中から選出し、役員会及び理事会における議長は、会長があたる。

第15条 總會は、通常總會及び臨時總會とする。

2 通常總會は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時總會は、理事会において必要と認めるとき、又は会員総数の5分の1以上の請求があった場合、会長は臨時總會を開催しなければならない。

第16条 總會は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状若しくは代理人をもって出席とみなす。

第17条 總會に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 収支予算、収支決算
- (3) 事業報告、事業計画
- (4) 役員を選任
- (5) その他、重要事項

第18条 總會の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

第20条 理事会は、会長が招集し、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 總會に付議すべき事項
- (2) その他、会長が必要と認めた事項

第21条 第3条の事業達成にあたり、必要があるときは委員会を設けることができる。

第5章 会計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第23条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、委託金及びその他の収入をもってあてる。

第24条 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第25条 本会の監査は、年1回行うものとする。ただし、監事が必要と認める場合は、何時でも監査を行うことができる。

第26条 この規約に定めるもののほか、必要な規定は理事会で定める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月30日から施行する。(第1条の事務所)

附 則

この規約は、平成21年5月28日から施行する。(第8条の役員の改正及び第1条・第3条・第4条・第5条・第10条・第11条・第12条・第16条・第23条・第24条・第25条の文言の修正・整理)

附 則

この規約は、平成23年5月26日から施行する。(第15条第2項及び第25条)

附 則

この規約は、平成25年5月30日から施行する。(第23条の委託金)

附 則

この規約は、平成29年5月30日から施行する。(第1条の事務所)

琴浦町観光協会 一般会計 事業

平成30年度 一般会計 決算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要
会 費	1,150,000	1,155,708	5,708	企業・団体、個人、区（会員数357）
負担金	70,000	80,000	10,000	総会等参加者負担金
寄付収入	2,400,000	2,391,643	△ 8,357	観光支援自販機寄付金
雑収入	133,469	120,734	△ 12,735	預金利息、手ぬぐい・名刺販売手数料他
前期繰越金	502,531	502,531	0	
合 計	4,256,000	4,250,616	△ 5,384	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要	
観光振興事業費	地域振興事業費	110,000	110,000	0	やばせ振興魁の会9万円/荒神さん振興会2万円
	観光案内板設置費	50,000	0	△ 50,000	町内各所設置、補修費
	地域美化振興費	80,000	67,014	△ 12,986	観光地清掃他
	調査研究費	100,000	100,000	0	観光資源調査等
	団体交流費	100,000	74,000	△ 26,000	隠岐西ノ島町帝祭
	研修費	120,000	120,000	0	会員日帰り研修他
	広告宣伝費	50,000	42,720	△ 7,280	案内業務、賞品他
	印刷製本費	100,000	0	△ 100,000	パンフレット作成
(小 計)	710,000	513,734	△ 196,266		
管 理 費	会議費	300,000	263,122	△ 36,878	総会、役員会他
	負担金	140,000	140,000	0	県観光連盟7万5千円/中部観光推進機構6万円ほか
	報償費	50,000	0	△ 50,000	
	事務費	2,284,000	2,309,602	25,602	給料、社会保険料他
	燃料費	70,000	62,697	△ 7,303	ガソリン代
	修繕費	50,000	76,946	26,946	車修繕他
	旅費交通費	300,000	209,014	△ 90,986	県外研修旅費
	消耗品費	100,000	52,848	△ 47,152	コピー用紙、事務用品他
	通信費	150,000	161,334	11,334	切手、ハガキ、パンフレット送付代他
	雑 費	72,000	84,166	12,166	イベント協賛品・賞品、振込手数料等
(小 計)	3,516,000	3,359,729	△ 156,271		
他会計操出金	30,000	30,000	0	観光情報発信業務委託事業会計へ3万円	
合 計	4,256,000	3,903,463	△ 352,537		

基本計画

琴浦町の観光基盤整備、特産品の販売促進、地域資源を活かした観光商品の開発、町の観光魅力アップPRを強化し、町行政並びに関連団体と連携し、事業の共同開催を行い、ホームページ等を活用した広域レベルでの観光客誘致を行う。また協会員の加入を促進し、組織強化を図り、町の活性化を図る。

1. 地域振興事業の実施協力 船上山さくら祭り、白鳳祭 等
2. 町内観光資源のPR事業 道の駅「琴の浦」の観光案内所での観光情報発信
3. 県内外の観光協会等との交流事業
4. 町内各種振興会等への支援 やばせ振興魁の会、荒神さん振興会
5. 日帰り・県外視察研修
6. 観光宣伝事業・看板等設置事業
7. 町行政並びに関連団体との連携、事業の共同開催
 - 【関連団体との連携】白鳳の郷地域活性化協議会、鳴り石の浜プロジェクト 等
 - 【事業への参画】 鳥取中部観光推進機構事業、鳥取県観光連盟事業 等
 - 【事業の実施】 船上山紅葉登山、清掃活動 等
8. 観光協会の財務強化のため、コカ・コーラ ウエスト(株)、ネオス(株)の観光支援機の増設

琴浦町観光協会 特別会計 琴浦町観光情報発信業務委託事業

平成30年度 特別会計 決算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要
町委託金	7,370,000	7,370,000	0	
繰入金	30,000	30,000	0	一般会計から
雑収入	916	17	△ 899	預金利息他
前期繰越金	34,084	34,084	0	
合 計	7,435,000	7,434,101	△ 899	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要	
事務費	5,100,000	5,050,334	△ 49,666	給料、社会保険料他	
情 報 発 信 費	自主媒体	1,000,000	998,166	△ 1,834	HP管理、観光協会だより、パンフ、看板等作成
	広告媒体	350,000	318,256	△ 31,744	新聞・雑誌へ出稿、テレビラジオ等の取材対応
	マスコミ	60,000	112,240	52,240	取材招致・対応
	観光商品	200,000	200,000	0	道の駅観光商品・観光情報施設等調査
	旅行エージェント	220,000	60,816	△ 159,184	売込活動・対応 東日本琴浦会
	町内施設	35,000	3,027	△ 31,973	琴の浦・ポート赤碕情報コーナー管理
	その他	170,000	234,792	64,792	道の駅オープン1周年記念品、船上山PRグッズ
小 計	2,035,000	1,927,297	△ 107,703		
諸経費	300,000	424,617	124,617	電話・FAX・コピー料金 等	
合 計	7,435,000	7,402,248	△ 32,752		

1. 職員の雇用 職員3名を雇用し、事業を実施

2. 自主媒体を活用した情報発信

- ① Webツール 琴浦町観光協会ホームページの管理・更新 Facebookページの運営、更新
- ② 観光協会だよりの発行 配布範囲 町内全戸他 (6,000部)
- ③ パンフ等の作成 美しきまち琴浦町(1万7千部)、ことことこうらマップ(1万部)、船上山(1万部)

3. 広告媒体を活用した情報発信

「じゃらん」等情報誌・「ウェブニュース」等Webへのイベント・観光に関する情報提供

4. 観光商品を活用した情報発信

道の駅の観光商品・観光情報施設等の調査

5. 旅行エージェントを活用した情報発信

【売込み活動】観光情報説明会 中部地区 2回、関西地区 2回、広島地区 2回

【来町した旅行エージェントへの対応】東京 1社4名 旅行社県内現地研修 (県観光連盟主催) 53名

【町内訪問ツアー客】 合計220回 7,745名

神崎神社・光の鰻絵 150回 5,627名、 神崎神社 36回 1,258名

旧中井旅館「小泉八雲を感じる」 25回 560名 ほか

6. 町内施設を活用した情報発信

道の駅「琴の浦」観光案内所を活用した観光情報発信

物産館ことら・道の駅ポート赤碕の情報コーナーへの観光パンフレットの設置

7. 琴浦町観光ガイドの会等との連携並びに運営支援

申込件数 422件、延14,690名

入込客数 神崎神社 8,019名、 光の鰻絵 5,627名、 花見潟墓地 365名 ほか

琴浦町観光協会 特別会計 琴浦町観光魅力アップ事業

平成30年度 特別会計 決算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要
財産区補助金	190,000	190,000	0	赤碕・成美・安田・以西財産区
波止のまつり寄付金	2,500,000	2,580,750	80,750	316件
観桜事業スポンサー料	221,000	222,000	1,000	37本
雑収入	465	2	△ 463	
前期繰越金	265,535	265,535	0	
合 計	3,177,000	3,258,287	81,287	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要	
波止のまつり事業	花火打上委託費	1,900,000	1,900,000	0	
	チラシ作成折込費	277,000	273,360	△ 3,640	
	その他諸経費	670,000	666,753	△ 3,247	出演料、ステージ、電気工事他
	小 計	2,847,000	2,840,113	△ 6,887	
観桜事業	電気工事費	170,000	170,000	0	
	ぼんぼり設置費	120,000	120,000	0	
	修繕費他	30,000	22,911	△ 7,089	
	小 計	320,000	312,911	△ 7,089	
雑 費	10,000	0	△ 10,000		
合 計	3,177,000	3,153,024	△ 23,976		

1. 波止のまつり事業の企画と実施

- ① 実行委員会の開催 3回
- ② 寄付金の募集 実行委員による寄付金募集活動 316件
- ③ チラシ作成・新聞折込 7月24日 琴浦町・北栄町・大山町・旧中山長町 16,050部
- ④ 臨時駐車場整備 7月26日 赤碕小学校校庭臨時駐車場整備 (実行委員)
- ⑤ 当日実施内容 露店商、商工会青年部による屋台出店 打上花火 約3,000発
ステージイベント 会場周辺の警備 (実行委員・警備会社)

2. 家畜改良センター烏取牧場の観桜施設(ぼんぼり、トイレ)の設置事業

- ① 観桜ぼんぼりスポンサーの募集 33件
- ② ぼんぼりの設置 設置期間 3月24日(土) ~ 4月11日(水) 設置数 37本
- ③ 仮設トイレの設置 1基



琴浦さんぽ♪白鳳の郷地域活性化協議会

白鳳の郷『古代ハス』、 芝発祥の地『グラウンドゴルフ大会』

国の特別史跡「斎尾廃寺跡」付近で今年の夏、『古代ハス』が鮮やかなピンク色の花を咲かせました。このハスは、白鳳の郷地域活性化協議会が島根県の荒神谷遺跡から譲り受けたもので『大賀ハス』とも言われ、約200年前の種子から発芽したものです。「古代ハスと古代寺院の跡」は、いにしへのロマンの香りがする白鳳の郷の新名所になりそうです。毎年7月中旬から8月中旬に楽しめます♪また、白鳳の郷は、県内で初めて芝が植えられた場所であることと、山陰地方唯一の国特別史跡となっている斎尾廃寺跡を知ってもらうとともに、



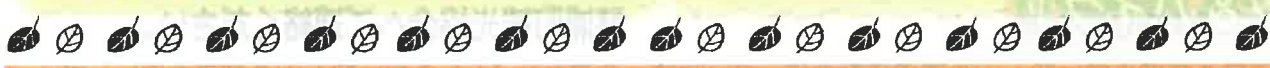
鮮やかなピンク色に咲いた古代ハス

9月3日(火)、4日(水)、12日(木)
関西・中部・広島地区
鳥取県観光情報説明会・商談会

来期に向けた観光誘客のために、観光情報説明会及び商談会に参加しました。全国の旅行会社からツアー企画の問合せや催行件数も増えてきています。



地域の賑わい創出などを目的に、10月27日(日)に今年で4回目を迎える「鳥取県芝発祥の地グラウンドゴルフ大会 in 白鳳の郷」が開催されます。県内外から毎年200名以上、40団体もの参加があり、当日は町内飲食店のグルメ出店のほか、特産品などが贈られ賑やかにPRされています。



デコパージュ作品展

『安藤清子とそのなかまたち』

1992年に静岡県三島にてデコパージュに出会い、作品作りに目覚めた安藤清子さん。現在は、町内でデコパージュ教室を開き、作品作りを行われています。

【開催期間】

10月5日(土)
～7日(月)

【時間】

9:30～16:00

【場所】

江原酒造本店

【協力金】100円

(小中学生無料)

decoupage デコパージュとは

デコパージュとはフランス語の decouper (切る・切り取る) を語源とする言葉。好みのプリント絵画を切り抜き、木版や宝石箱・家具・布等に貼って装飾し、その上に何度も透明の仕上剤を塗り重ねる手工芸。17世紀に日本の漆塗りの漆器に憧れたイタリア職人が始めたと言われている。



第106号

観光協会だより

美しきまち ことごとく

〒689-2502
鳥取県東伯郡琴浦町別所1030-1
道の駅「琴の浦」 道路・観光情報棟内
TEL・0858-551-7811
FAX・0858-551-7800
kankou-kyoukai@town.kotoura.tottori.jp
http://www.kotoura-kankou.com

発行者
琴浦町観光協会
2019年10月発行

参加者募集中
参加者募集中
巨木の郷二人三脚
三人四脚 駅伝大会
船上山 クリーン&ハイク♪

秋の例大祭



あめのかんなびんじや
天乃神奈斐神社

豊作・豊漁・商売繁盛を祈願し、赤碕地区の各区より、正午から一斉に山車の町内巡行がスタートします。
期日：10月13日(日)
時間：例大祭 10:00～
場所：赤碕地区



すわじんじや
諏訪神社

諏訪神社の秋の例大祭です。
期日：10月13日(日)
時間：11:00～舞姫・浦安の舞
12:00～八橋城下町街道
場所：八橋旧街道
諏訪神社社務所 52-282766



かたみじんじや
方見神社

御輿2基が浦安地区を巡行し各区のお旅所では「浦安の舞」が奉納されます。
期日：10月13日(日)
時間：例大祭 10:00～
場所：浦安地区

裏面へ▶▶▶

出場チーム募集中!!

締切：10月18日(金)

※先着30チームまで!!

巨木の郷二人三脚・三人四脚駅伝大会 ～ 巨木の郷 古布庄を楽しもう!～

令和元年 11月10日(日)

11時スタート ※雨天決行(大雨中止)

場所：旧古布庄小学校集合(琴浦町古長217)

日程：

9:30～受付

10:00～開会式

11:00～スタート

12:20～表彰式

12:30～古布庄の味覚試食会



おにぎり
猪汁
食へ放題!!

スポーツの秋、巨木と自然に囲まれた古布庄を満喫しましょう!パフォーマンスで大会を盛り上げてくれるチームも大募集中です。多くのチームのご参加をお待ちしています。

★コース：中津原～宮場 7km(6区間)

①二人三脚(1km)

②1人(2km)

③二人三脚(1.1km)

④1人(1.2km)

⑤二人三脚(1.2km)

⑥三人四脚(0.5km)

※参加費1チーム1,000円

※全区間とも連走してもよい。

★1チーム11名以内

地区内外問わず健康な方★

申込先

※申込用紙は、観光協会にあります。

※詳細をお気軽にお問合せください。

古布庄地区公民館 TEL/FAX：57-2004

琴浦町観光協会 TEL:55-7811 FAX:55-7800

★参加者募集★

船上山クリーン&ハイクル

ご参加いただける方は、**10月18日(金)までに**
琴浦町観光協会へご連絡ください。

琴浦町観光協会では、紅葉の時期を前に船上山の清掃活動を行っています。今年もたくさんの方に船上山の紅葉を楽しんでいただけるよう、下記のとおり清掃活動を行います。この活動は、健康づくりと親睦も兼ねています。また、今年から「船上山登山コース」を新たに設けました。ご協力いただける方を募集しておりますので、ぜひご参加ください♪詳しくは琴浦町観光協会までお問合せください。

開催日時：令和元年10月26日(土) 午前9:00～正午 ※小雨決行

【集合場所】船上山ダムえん堤下駐車場

【清掃内容】駐車場周辺・登山道、ダム湖周辺の缶・ビン等のゴミ拾い

★ゴミ袋・軍手は用意します。 ★清掃活動のあとには昼食を準備しています。

お問合せ・連絡 0858-55-7811 琴浦町観光協会



国指定重要文化財 河本家秋の一般公開

『河本家令和の大改修』

【展示物】井才天・宗教関係掛け軸 他



■10月20日(日)
大正屋大盛り味噌販売

期間：10月19日(土)～10月25日(金)
時間：10:00～16:00 入館料：300円

【文化講演会】

■10月19日(土)14:00～15:30

演題：『河本家が祀りした神々』

講師：坂本敬司さん(前鳥取県公文書館県史編纂室長)

■10月21日(月)14:00～15:30

演題：『新たに発見された井才天について』

講師：小谷恵造さん(河本家保存会会長)

■10月23日(水)13:30～14:30

演題：『鳥取県の民家』その後-河本家・倉長家の
幕末家相図の分析を含めて』

講師：公立鳥取環境大学浅川研究室

■10月25日(金)14:00～15:30

演題：『文化財を未来に伝える 重要文化財河本家住宅の修理』

講師：北 浩明さん(鳥取県地域づくり推進部文化財課)

河本家保存会 0858-55-0498

塩谷定好作品展 塩谷定好生誕120年

後期企画展2019『芸術写真の100年(Ⅱ)』



期間：10月2日(水)～2020年3月23日(月)
時間：9:00～16:00 ※毎週火曜日休館

※10月6日、10月13日、11月20日臨時休館

入館料：300円

本年度後期企画展「芸術写真の100年」をテーマとした作品展が開催されます。塩谷定好生誕120年にあたり定好の撮影した芸術写真が展示されます。未発表作品の展示もありますので、国の登録有形文化財の建物の佇まいとともにゆつくりとご鑑賞ください。

塩谷定好写真記念館 0858-55-0120

令和元年度 琴浦町事業レビュー

【2日目 10/13（日）】

事業番号	9
事業名	白鳳祭
担当課	商工観光課

事業シート（概要説明書）

予算事業名	白鳳祭	事業開始年度	平成2年		
上位施策事業名	【総合計画】ふるさとの魅力を誇り、生き生きと輝く人づくり	担当課	商工観光課		
根拠法令等	琴浦町白鳳祭運営費補助金交付要綱	係名	観光係		
事務区分	<input type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	谷田明日香		
実施の背景	平成2年より、農業青年会義が主体となり、各青年団体が集まり、祭を企画し、スタートしました。町内各組織・団体などが連携を深めることによって、文化・経済・観光の振興を図るため、琴浦町として財政的な面をサポートしています。				
目的 (何をどうしたいのか)	町内各団体が集まった実行委員会による『白鳳祭』を開催することにより、町の活性化を図るとともに、地域への誇りをもつためのきっかけをつくる。祭をとおして本町の観光振興を推進するとともに、世代・地域間を越えた交流の場を創出し、町民、町内各団体が連携を深め、文化・経済・観光の振興を図り、にぎわいと活力に満ちた共生の町づくりに寄与する事を目的としています。				
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	全町民	対象者数（全住民に対する割合） 17,355 人（ 100 % ）		
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施			
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）			
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕（補助先：白鳳祭実行委員会 実施主体：白鳳祭実行委員会）			
	事業内容 (手段、手法など)	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）			
事業内容 ○白鳳祭実行委員会へ補助金（4,000千円）を支出しています。 ○商工観光課に事務局を置き、祭の企画、運営を行っていました。 商工観光課にて、開催案を作成し、実行委員会において、承認をもらい、商工観光課職員が準備、各種手続き、発注などを行っていました。 ○町内消防団、交通安全指導員においては、会場警備、交通整理を依頼していました。 ○出店事業者は町内飲食店、コミュニティ団体で構成されている。 ○実行委員会組織とはいえ、運営が行政主体となっている。平成30年度の実績では、町職員の動員は延べ114人であり、人件費換算約403万円（30年度実績）となっています。 【平成30年度】役場職員動員 ※商工観光課職員を除く ・8月2日（準備） 27人 ・8月3日（準備） 15人 ・8月5日（当日運営） 52人 ・8月6日（片付け） 16人 【令和元年度】役場職員動員 ※商工観光課職員を除く ・8月2日（準備） 10人 ・8月4日（当日運営） 11人					
関連事業 (同一目的事業等)	船上山さくら祭り				
コスト	2019年度（予算） 2018年度（決算見込） 2017年度（決算） 2016年度（決算）				
	事業費合計	6,200 千円	6,125 千円	5,708 千円	6,558 千円
	事業費内訳 (2018年度分)	○総務費 1,009千円（発電機、電気関係、テント設営、運営費など） ○広報費 95千円（チラシ作成費） ○事業費 5,021千円（花火委託費、ポロシャツ作成費、司会料、仮設トイレ設置など）			
	担当正職員	0.1 人 553 千円	0.7 人 4,449 千円	0.8 人 4,918 千円	0.8 人 4,918 千円
	臨時職員等	0.1 人 48 千円	0.1 人 48 千円	0.1 人 48 千円	0.1 人 48 千円
人件費合計	0.2 人 601 千円	0.784 人 4,497 千円	0.856 人 4,966 千円	0.856 人 4,966 千円	
総事業費	6,801 千円	10,622 千円	10,674 千円	11,524 千円	
財源 内訳	国県支出金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	国県支出金の内容				
	その他特財	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	その他特財の内容				
	町の負担額	6,801 千円	10,622 千円	10,674 千円	11,524 千円
	うち税負担	3,301 千円	7,122 千円	7,174 千円	8,024 千円
	うち地方債	千円	千円	千円	千円
うち基金	3,500 千円	3,500 千円	3,500 千円	3,500 千円	
財源合計	6,801 千円	10,622 千円	10,674 千円	11,524 千円	

事業シート（概要説明書）

予算事業名		白鳳祭		事業開始年度		平成2年	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度	
		来場者数	人	約5,000	約5,000	約5,000	
		出店数	店舗	34/30	30/30	30/30	
				/	/	/	
				/	/	/	
	単位当たりコスト	/	%				
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	人と人の交流、賑わいの創出。 町民主体の実行委員会を組織し、町民や各団体同士のつながりを創出し、町全体の活性化を目指す。					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度	
		来場者数	人	5,000/5,000	5,000/5,000	5,000/5,000	
		実働している実行委員数	団体	12/24団体	8/26団体	8/26団体	
				/	/	/	
				/	/	/	
		/	/	/			
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>○白鳳祭は、旧東伯の夏祭りとしてスタートし、様々な団体や町民が実行委員会を組織し、主体となって開催されてきました。回を重ねる中で、実行委員もそれぞれ仕事があり、実質的には事務局である琴浦町商工観光課が中心となって運営される祭になっていました。</p> <p>○昨年までは、運営するために町職員を100名以上動員するなど、住民主体の祭りの粋を超えており、町の支援がなければ開催できない状態であった。</p> <p>○白鳳祭は、単なる集客を目的としたイベントではなく、町民自らが参画・活躍される場となる「地元の夏祭り」であると考えます。町としては、この夏祭りを通じ、町民や団体同士の連帯が生まれることや、達成感が得られる機会として欲しい。</p> <p>○今後の白鳳祭については、実行委員会主導の運営としていき、町は補助金の支出、広報などの側面支援を行う。</p>						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）							
特記事項							

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	琴浦町白鳳祭運営費補助金		事業開始年度	H2
団体名	白鳳祭実行委員会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	白鳳祭を運営するための補助金であり、白鳳祭実行委員会へ支出 根拠: 琴浦町白鳳祭運営費補助金交付要綱			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	町補助金	4,000 千円	総務費(会場設営、音響、運営費など)	1,009 千円
	ポロシャツ売上	1,144 千円	広報費	95 千円
	出店料	340 千円	事業費(花火、イベントなど)	4,999 千円
	雑収入	0 千円	備品購入費	22 千円
	寄付金	641 千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
総計	6,125 千円	総計	6,125 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	平成2年8月、当時の東伯町青年協議会が中心となり、ふるさと活性化の一環として「大きな祭りをおこそう！」と実行委員会を組織、結成した。町内に歴史的価値の高い史跡で白鳳時代に建立された国の特別史跡「斎尾廃寺跡」があったことから、この白鳳時代の「白鳳」をとり「白鳳祭」とした。 以来、構成メンバーを代えながら、白鳳祭を運営するための団体として活動している。 ※東伯町青年協議会とは 東伯青年会議所、青年団、商工会青年部、酪農青年部、JA青年部、農業青年会議所、果樹同士の会が集まった会									
	資本金	0 千円	役員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	町支出金	0 千円		役員	0	0	0	0	0	0
	出資比率	0 %		職員	0	0	0	0		
団体全体の収支状況	収入		支出							
	※当該事業における団体収入と同じ		千円	※当該事業における団体支出と同じ		千円				
			千円			千円				
			千円			千円				
			千円			千円				
			千円			千円				
			千円			千円				
	総計		0 千円			千円				
			収支差		0 千円					
特記事項										
財務諸表URL										

○琴浦町白鳳祭運営費補助金交付要綱

平成24年4月1日

内訓第15号

改正 平成27年3月24日内訓第26号

平成30年4月1日内訓第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町白鳳祭運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この補助金は、住民参加による白鳳祭の運営支援を行い、まちの活性化を図るとともに、本町の観光振興を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は前条の目的の達成に資するため、白鳳祭実行委員会(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付は、4,500,000円を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う事業にかかる、次に掲げる経費とする。

- (1) 白鳳祭のイベント企画に要する経費
- (2) 白鳳祭の広報活動に要する経費
- (3) 白鳳祭の設備運営に要する経費
- (4) その他町長が認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から当該補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額とする。

○ どうして始まったか。

平成2年8月、当時の東伯町青年協議会が中心となり、ふるさと活性化の一環として「大きな祭りをおこそう！」と実行委員会を組織され始まった。

かつての文化の中心地であったと言われ、歴史的価値の高い史跡で白鳳時代に建立された国の特別史跡「斎尾廃寺跡」が町内にあったことから、この白鳳時代の「白鳳」をとり「白鳳祭」が始まりました。

※東伯町青年協議会とは 東伯青年会議所、青年団、商工会青年部、酪農青年部、JA 青年部、農業青年会議所、果樹同士の会が集まった会

○ 目的

住民参加によるまつり『白鳳祭』を開催することにより、まちの活性化を図るとともに、住民がわが町の文化を再認識し、誇りをもつためのきっかけをつくる。また、このまつりの会場を老若男女それぞれが個々の交流はもとより、世代や性別を越えて交流を深める場として提供する。

あわせて、町内各組織の連携を深めながら、文化・経済・観光の振興を図る。

○ どうして火のテーマなのか。

古代白鳳の火は「生活の火」として、そして疾病から身を守るための厄除けとして、また、虫の害から稲穂を守る虫送りの行事として様々な形で現代に受け継がれている。また、「文化が起きるのは火の使用から」という考えの下、火を使った独自の祭り「白鳳祭」が開催されることになった。

○ たいまつ行列の意味

「白鳳の火」をたいまつとし、古代白鳳期のいにしへの文化に導いてもらうというコンセプトのもと行っている。

各実行委員の主な役割

琴浦町スポーツ推進員	ゲームコーナーの運営
東伯青年会議所	キャンドルイルミネーションの運営
交通安全指導員	駐車場の警備
女性団体連絡協議会	アイスの配布補助、美化
琴浦町消防団	花火時の警備
白鳳の郷・魁の会	たいまつ作成・運営
琴浦町観光協会	たいまつ作成・運営
琴浦町青年団、JA	美化
赤十字奉仕団	救護
琴浦グルメストリート	グルメイベントの企画・運営
白鳳太鼓保存会	白鳳太鼓の出演
大山乳業協同組合	アイスの無償提供
他	実行委員会の各メンバー：寄付金集め
琴浦町役場	商工観光課が事務局（企画の提案、全体の統括、各業者への発注、広報等） 事前の会場準備・片付け、当日の会場運営（美化、駐車場誘導、受付、各イベントの補助等）

第29回白鳳祭 役員・実行委員 名簿

出席	担当	団 体 名	担当者	担当者
		琴浦町商工会青年部		
		琴浦町商工会女性部		
		鳥取中央農業協同組合東伯支所		
		大山乳業農業協同組合		
		琴浦町女性団体連絡協議会		
		琴浦町スポーツ推進員		
		やばせ振興魁の会		
		白鳳太鼓保存会		
		琴浦町東伯赤十字奉仕団		
		琴浦町交通安全指導員		
		琴浦町消防団		
		琴浦グルメストリートプロジェクト		
		白鳳の郷地域活性化協議会		
		かささま楽団		
		琴浦元気村		
		琴浦町商工観光課		
		琴浦町高齢者クラブ連合会		

第28回 白鳳祭決算

収入の部

(単位：円)

区分	摘要	28回予算額	28回決算額	比較増減 (予算に対して)	備考	27回決算額
収入見込み	町補助金	4,000,000	4,000,000	0	町補助金	4,000,000
	ポロシャツ売上金	944,000	1,144,000	200,000	572枚×2,000円 (利益 558,229円)	1,164,000
	出店料・テント 設営委託負担金	340,000	340,000	0	1張利用 34団体×10,000円	300,000
	雑収入	0	4	4	預金利息等	4
	寄付金	394,750	640,750	246,000		524,750
合計		5,678,750	6,124,754	446,004		5,988,754

支出内訳

(単位：円)

区分	摘要	28回予算額	28回決算額	比較増減 (予算に対して)	備考	27回決算額
総務費 (28回計 1,008,505)	発電機リース代	130,000	128,628	▲ 1,372		127,980
	発電機油代	31,000	49,557	18,557	発電機、マイクロバス	30,740
	食事券・食事代	10,000	0	▲ 10,000		5,780
	電気配線・管理委託費	110,000	118,800	8,800		118,800
	テント設営委託費・備品レンタル	400,000	648,000	248,000	テント×44、イス、机など	390,432
	運営費	22,000	16,000	▲ 6,000	マイクロバス運転手謝礼	21,934
	交通誘導警備	44,000	47,520	3,520	4人×8,800円×1.08	43,632
				0		
広報費	チラシ作成費	100,000	95,040	▲ 4,960	6,500枚、ポスター作成代	70,200
				0		
事業費	NTS委託(花火、ステージ、音響など)	4,000,000	3,996,000	▲ 4,000		3,916,512
	たいまつ行列	0	0	0		1,798
	ゲームコーナー賞品	0	0	0		9,994
	ポロシャツ作成費	479,174	585,771	106,597		593,309
	ポロシャツ販売ロイヤリティ	0	0	0		63,936
	二十世紀☆梨男	0	0	0		5,616
	司会・MC(謝礼・交通費)	40,000	40,000	0	司会料 3万、ステージ 1万	30,000
	仮設トイレ	240,000	255,896	15,896	リース、処理代	254,208
	その他消耗品	30,000	36,949	6,949	石灰、氷代等、ライト (8,640円)、指導員弁当	19,000
	企画・イベント運営(たいまつ含)	60,880	83,827	22,947	たいまつ行列、アームレスリ ング、フォトコンテスト景品	0
	備品購入	0	22,464	▲ 22,464	コーン、ポール等	0
予備費	予備費	0	0	0		1,810
合計		5,697,054	6,124,452	382,470		5,705,681

予算差し引き

収入合計(6,124,754) - 支出合計(6,124,452)

302

特別会計

各店舗設置 募金箱	14,482円
商工会募金	72,968円
合計	87,450円



令和元年

12:00~20:30
8月4日(日)

琴浦町東伯総合公園
琴浦町田越560番地

レーザーライト
花火ショー

20:00~20:30

第29回

白鳳祭



18:00頃、19:30頃 大山乳業さんによるプレゼントもあります。

ダンス
3チーム

3チームによる競演を
お楽しみください
16:50~
18:30~

あごがりカレー
朝食い

案内テントにて16:00から受付。
先着10名
17:30~

フラPR隊
(フラダンス)

町内チームによるフラダンス
をご堪能ください
18:00~

逢来踊り

郷土の伝統おどり
19:00~

みんなで踊ろう
盆踊り

会場いっただいとなって
おどりましょう
19:10~

白鳳太鼓

乞うごきたい!!
迫真の演奏
19:20~

たいまつ
行列

当日会場内にて
参加者募集します
19:35~

協賛者芳名

ワインカッブ 松井浩一/カミヤマ/琴浦町社会福祉協議会職員一同/佐川製菓/サワ通信/株式会社ソルル/田中花環店/森光建公(合同)/倉西鉄工/高尾材木店/前畑鉄工所/大平動物病院/足立水道設備/石賀工務店/遠藤石油/協同警備/木本自動車/ギフストア/ター東伯/クリニン/グハーフ/すみれ食堂/松本電器/美好焼肉店/田中水道/天野電器/美和/伊藤建設/エアネバ/アールナニワ/南朝倉石材工業/榎ヨネハラ土建工業/南河野組/南石前建設/南三立芝/鳥取県芝生産組合/有限会社あぶい灌漑/みなとガーデン/宝製菓株式会社/株式会社ことら/株式会社赤碕オート/赤碕ダイハツ/レストラングレイ/有限会社ふしもと/有限会社 野口運送/有限会社セイク設計/有限会社伊藤工務/有限会社 赤碕清福/株式会社 江原酒造本/榎原木工所/福光運輸有限公司/大阪屋/有限会社 スタジオいづみ/株式会社 杉川商店/北中かまぼこ店/株式会社 中部興産/榎松本油店 東伯営業所/白雪食品(株)

大山乳業農業協同組合

琴浦町管理職会

愛建ことら

(有)マックス

(株)ueno-edp

(有)米沢電気商会

馬野建設(株)

パチンコ玄海

赤碕石油

信方水道

三保電機株式会社

白鳳祭会場周辺図



※アプト駐車場・本庁舎駐車場からは徒歩10分です。
※大山乳業駐車場は全面駐車禁止です。

無料 シャトルバスを運行します!!
玄海・本庁舎から会場間の無料シャトルバスを随時運行いたしますので、ご利用ください。
※アプト・浦安駅前口からのシャトルバスはありません。

運行時間 16:00~21:30



会場内駐車場は、前年の1/3程度です。
臨時駐車場をご利用下さい。

会場内施設のトイレは使用できません。
仮設トイレをご利用下さい。

- ゴミの持ち帰りにご協力ください。
- 会場周辺・野球場裏道への路上駐車は禁止です。
- サッカー場内は電子タバコを含めて禁煙です。喫煙は決められた場所でお願いたします。
- サッカー場内へのベットの同伴は御遠慮ください。
- ドロアンの使用は固くお断りします。

協賛者芳名

酒本クレーン/南山本芝/入江医院 入江正昭/森下林業苗圃/白鳳の郷地域活性化協議会/石亀歯科医院/スリーブ/国竹酒店/岡田医院/吉中胃腸科医院/南若松組/生田電機店/南渡川ガス/南宮建築/株式会社ヘイセイ/東伯ガス産業株式会社/南石見会館/榎田自動車板金塗装/みもと商店/有限会社畑田石材/有限会社成美工務店/田宮豊田/赤碕内科医科外科クリニック/せのお小児内科医院/株式会社フジックス/赤碕正徳堂/林原医院/株式会社宇川呉服店/盛山電気商会/有限会社光コナルターメント/榎くたにだ/特別養護老人ホームみどり園/八橋東簡易郵便局/ホテル東伯イン/特定非営利活動法人東伯けんこう/中本内科医院/瑞光明有限会社/有限会社 鳥果運輸/有限会社 松本石材/アイル/南山本おたふく堂/南沢田組/杉本表工/法輪寺/住田香果/株サンインマルイ アプト店/TIARA ティアラ/鳥取森紙業(株)鳥取事業所/リバーズファーム/三和商事 榎東伯営業所/お米屋おき

アペックス

米久おいしい鶏(株)

(有)倉光建材店

鳥取ヤクルト販売(株)

(有)伊藤清掃

(有)西本機器水道

琴浦町商工会

(株)チュウワ

(株)田中商店

順不同・敬称略 (7月19日現在到着分)

協賛者の皆様には厚くお礼を申し上げます。
本誌をもって掲載させていただきます。
※これ以降到着分につきましては会場内に掲示をいたします。